

## 目 次

2月定例会会期及び議事日程 ……………	3	片渕義孝消防副局長兼総務課長 ……………	15
2月定例会付議事件 ……………	4	中山重俊議員 ……………	16
△ 2月10日(月)		石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	16
出欠議員氏名 ……………	5	中山重俊議員 ……………	16
地方自治法第121条による出席者 ……………	5	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	16
開 会 ……………	6	中山重俊議員 ……………	17
会期の決定 ……………	6	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	17
議事日程 ……………	6	中山重俊議員 ……………	17
諸報告 ……………	6	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	17
議案上程 ……………	6	中山重俊議員 ……………	17
提案理由説明 ……………	6	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	17
秀島敏行広域連合長 ……………	6	中山重俊議員 ……………	17
議案に対する質疑 ……………	9	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	17
広域連合一般に対する質問 ……………	9	中山重俊議員 ……………	18
諸泉定次議員 ……………	9	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	18
山口和俊消防課長 ……………	9	中山重俊議員 ……………	18
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	10	片渕義孝消防副局長兼総務課長 ……………	18
諸泉定次議員 ……………	11	中山重俊議員 ……………	19
山口和俊消防課長 ……………	11	片渕義孝消防副局長兼総務課長 ……………	19
諸泉定次議員 ……………	11	中山重俊議員 ……………	19
山口和俊消防課長 ……………	11	片渕義孝消防副局長兼総務課長 ……………	19
諸泉定次議員 ……………	12	中山重俊議員 ……………	20
山口和俊消防課長 ……………	12	山下明子議員 ……………	20
諸泉定次議員 ……………	12	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	21
山口和俊消防課長 ……………	12	山下明子議員 ……………	22
諸泉定次議員 ……………	13	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	22
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	13	山下明子議員 ……………	22
諸泉定次議員 ……………	13	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	23
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	13	山下明子議員 ……………	23
諸泉定次議員 ……………	13	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	23
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	13	山下明子議員 ……………	24
諸泉定次議員 ……………	14	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	24
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	14	山下明子議員 ……………	24
諸泉定次議員 ……………	14	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	24
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	14	山下明子議員 ……………	24
諸泉定次議員 ……………	14	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	25
中山重俊議員 ……………	14	山下明子議員 ……………	25
石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長 ……	14	一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	25
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長 ……	15	山下明子議員 ……………	25

一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	26	委員長報告・質疑	42
山下明子議員	26	白石昌利介護・広域委員長	42
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	27	討 論	43
山下明子議員	27	山下明子議員	43
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	27	採 決	44
山下明子議員	27	議決事件の字句及び数字等の整理	44
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	27	会議録署名議員指名	44
山下明子議員	28	閉 会	44
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	28	(資料)	
山下明子議員	28	一般質問項目表	47
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	29		
山下明子議員	29		
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	29		
山下明子議員	30		
一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長	30		
山下明子議員	30		
休 憩	30		
出欠議員氏名	31		
地方自治法第121条による出席者	31		
再 開	32		
白石昌利議員	32		
高田義博予防課長	32		
白石昌利議員	34		
高田義博予防課長	34		
白石昌利議員	34		
高田義博予防課長	35		
白石昌利議員	35		
高田義博予防課長	35		
白石昌利議員	35		
高田義博予防課長	36		
白石昌利議員	36		
高田義博予防課長	37		
白石昌利議員	37		
高田義博予防課長	38		
白石昌利議員	38		
議案の委員会付託	38		
散 会	39		
△ 2月14日(金)			
出欠議員氏名	41		
地方自治法第121条による出席者	41		
開 議	42		

## 2 月 定 例 会

◎ 会 期 5 日 間

### 議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	2 月 10 日	月	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	2 月 11 日	㊄	休 会
3	2 月 12 日	水	( 常 任 委 員 会 )
4	2 月 13 日	木	休 会
5	2 月 14 日	金	( 議 会 運 営 委 員 会 ) 午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 2月定例会付議事件

△広域連合長提出議案

- 第2号議案 令和2年度佐賀中部広域連合一般会計予算
- 第3号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
- 第4号議案 令和2年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
- 第5号議案 令和元年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 第6号議案 令和元年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第7号議案 令和元年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号）
- 第8号議案 佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第9号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組  
合規約の変更について

△報告書等

- 議決事件の字句及び数字等の整理について
- 介護・広域委員会審査報告書
- 消防委員会審査報告書

令和2年2月10日(月)

午前10時00分 開会

出席議員

1. 中島慶子	2. 田淵厚	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 中村宏志
10. 西岡真一	11. 久米勝也	12. 野中康弘
13. 川副龍之介	14. 久米勝博	15. 重松徹
16. 堤正之	17. 中山重俊	18. 武藤恭博
19. 平原嘉徳	20. 山下明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	伊東博己
監査委員	力久剛	会計管理者	成富典光
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	片淵義孝
消防副局長兼通信指令課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	高田義博	消防課長	山口和俊
佐賀消防署長	野田博嗣		

◎ 開 会

○堤正之議長

おはようございます。ただいまから佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○堤正之議長

日程により、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から2月14日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は5日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○堤正之議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり決定いたしました。

◎ 諸 報 告

○堤正之議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第1号のとおりです。

報告第1号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和元年8月5日から令和2年2月9日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

8月27日 例月出納検査結果報告について

（一般会計・特別会計等の平成30年

度6月分）

（一般会計・特別会計等の平成31年度6月分）

9月30日 例月出納検査結果報告について

（一般会計・特別会計等の平成31年度7月分）

11月5日 例月出納検査結果報告について

（一般会計・特別会計等の平成31年度8月分）

11月29日 例月出納検査結果報告について

（一般会計・特別会計等の平成31年度9月分）

12月27日 例月出納検査結果報告について

（一般会計・特別会計等の平成31年度10月分）

1月30日 例月出納検査結果報告について

（一般会計・特別会計等の平成31年度11月分）

◎ 議案上程

○堤正之議長

次に、日程により、第2号から第9号議案、以上の諸議案を一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

○堤正之議長

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、令和2年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を述べさせていただきます。

本年は、56年ぶりに日本でオリンピック・パラリンピックが開催されます。

少子高齢化による2025年や2040年の問題が言われる中、一億総活躍や地域共生社会が現在の社会目標になっていますが、今回のオリンピックは、前回と違い、「パラリンピック」の定着や多くのボランティアなど、この社会目標を推進させる大きな力になると考えています。

様々な側面で、活気が出る1年になると考えられますので、本広域連合の介護保険、消防事務においても、取組みを活性化させる契機にしたいと考えています。

本広域連合の役割は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことであり、その実現に向けて、目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことが必要だと考えています。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関係機関との連携を密にし、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各事務における施策の方針について申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画の最終年度となります。

制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた生活を、営むことを可能とする施策の実現に努めます。

高齢者の方々が、住みなれた地域での生活を安心して行うためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、市町とともに地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに努めます。

このために、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を行い、介護予防事業をはじめとした地域支援事業のさらなる推進を行います。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用の頻度が上がっていることなどにより、制度が始まってから年々利用者及び給付費ともども増加を続けています。

このため、適正な介護サービスの提供を図ってまいります。

適正な認定調査等を行い、公平・公正な要介護

認定を推進いたします。

また、介護サービス事業者の指導・育成を行い、適正なサービス提供の体制づくりを推進していきます。

これらを給付適正化事業として取り組んでまいります。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、住民の皆様それぞれの状況に応じた、適切な納付につながる公平・公正な収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めます。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防事務について、申し述べさせていただきます。

昨年は、全国各地において大雨などの自然災害が多発し、河川の氾濫や堤防決壊により、尊い人命や大切な財産が数多く奪われています。

佐賀中部広域連合管内においても8月に記録的豪雨があり、平野部は内水氾濫によって大規模な浸水被害が起き、山間部でも土砂災害が発生し、管内全域に甚大な被害をもたらしました。

このように近年の災害は、広範囲で激甚化する傾向にあります。

各種災害から住民の生命、身体、財産を守るため、資器材の整備や様々な災害対応訓練、そして各種研修会に参加することにより、柔軟かつ機動的な災害対応能力の強化に努めてまいります。

また、防災拠点である消防施設や高機能指令センターの充実、消防・救急車両の整備を進め、消防体制の基盤強化を図り、住民の期待に応えられる、消防サービスの更なる向上に努めてまいります。

さて、火災への対応についてでございますが、「火災発生ゼロ」を目指し、火災予防対策に取り組んでまいります。

一般住宅においては、住宅用火災警報器の設置率向上に加え、10年を経過した機器の維持管理対策について、積極的な働きかけを行ってまいります。

また、事業所などの防火対象物についても、防火設備の適切な維持管理など、ハード面における指導はもちろん、防火管理体制のソフト面についても引き続き指導を徹底していきます。

次に、救急需要への対応についてですが、全国的に救急需要は増加しており、住民の救急業務サービスに対する要望は益々高くなっています。

引き続き、救急救命士の養成や救急研修等を行い、高度な救命処置体制の構築に向けて、救急隊員の更なるレベルアップに努めます。

さらに、AEDの操作を含めた救命講習の実施や応急手当の普及啓発を行うことにより、救命率と社会復帰率の向上を目指してまいります。

これらの施策により、消防の使命であります、住民の安全・安心を守ることを目的として、日々の業務に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要について御説明申し上げます。

まず、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

予算編成については、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第2号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっており、その予算総額は、約10億5,511万円となっております。

令和元年度当初予算と比較しますと、約25.1パーセントの増となっております。

前年度に比べ大きな増額となった主な要因としては、所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減に要する経費を措置していることによりです。

歳出予算の主な内容については、

第7期の介護保険事業計画における方向性を実現するため、必要な体制を構築する経費を措置しています。

また、令和3年度からの第8期の介護保険事業計画を策定いたします。

これは、本広域連合の圏域におきまして、地域におけるニーズ、高齢者人口等を勘案し、介護保険の施策や給付量を定めるものです。

より有効な施策を定めるため、有識者、被保険者等による策定委員会を設置いたしまして、計画の策定を行います。

また、構成市町の高齢者保健福祉計画と一体

となる必要があることから、その整合を図ります。

次に、第3号議案「介護保険特別会計予算」は、予算総額約331億2,526万円となっており、令和元年度当初予算額に対し、約4.8パーセントの増となっております。

歳出予算については、各年度のサービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定める第7期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

次に、第4号議案「消防特別会計予算」は、予算総額約76億8,065万円となっており、令和元年度当初予算額に対し、約12.4パーセントの増となっております。

前年度に比べ、大きな増額となった主な要因としては、消防局・佐賀消防署の改築及び高機能消防指令センター整備に係る経費の継続費2年目の額を措置していることによるものであります。

また、消防局・佐賀消防署の改築に併せ、庁舎1階部分に展示体験スペースを設置するための経費、事務机等をはじめとする各種備品の調達及び消防用車両等を整備するための経費を措置しております。

次に、令和元年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第5号議案「一般会計補正予算（第3号）」は、補正額約1,767万円の減で、補正後の額は、約10億1,615万円となっております。

その主なものは、決算見込みに伴う措置となっております。

次に、第6号議案「介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、補正額約3億2,746万円の減で、補正後の額は、約326億5,157万円となっております。

その主なものは、決算見込みによる保険給付費及び地域支援事業費の減額を行っております。

次に、第7号議案「消防特別会計補正予算（第2号）」は、多久南西出張所建設に係る経費について、建築工事の工期延長に伴い繰越明許費の設定を行っております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細

部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第8号議案「佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、介護保険料の徴収を担当する会計年度任用職員が特殊勤務手当の対象となることなどに伴い、介護保険料事務手当を新設するものであります。

第9号議案「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について」は、西佐賀水道企業団が解散することに伴い、同企業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、同組合同規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

#### ○堤正之議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

#### ◎ 議案に対する質疑

#### ○堤正之議長

これより、議案に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、これをもって質疑は終結いたします。

#### ◎ 広域連合一般に対する質問

#### ○堤正之議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始いたします。

通告がありますので、順次発言を許可いたします。

#### ○諸泉定次議員

おはようございます。小城市の諸泉であります。

通告により消防行政と介護行政について質問をいたします。

まず、消防行政ですが、昨年8月の佐賀豪雨災害は、これまでになく県内各地で甚大な被害が発生したところであります。

武雄市、大町町を初め、この広域消防局管内でも佐賀市、小城市、多久市など、集中的に被害が発生をしました。住宅等の被害に限って言えば、全壊が佐賀市で3件、小城市で2件、多久市で大規模半壊が1件、半壊においては佐賀市で2件、

小城市で8件、多久市で29件、床上浸水では佐賀市で407件、小城市で70件、多久市で40件、床下浸水では佐賀市で2,492件、小城市で560件、多久市で128件と、合計で佐賀市で2,908件、小城市で643件、多久市で200件と、佐賀県防災会では集約をこのようにされているところであります。

そこでお尋ねですが、佐賀広域消防局として豪雨災害での対応についてどのように対応されたのか、総括質問とし、あとは一問一答としたいと思います。

次に、介護行政について質問をいたします。

私の今回の質問は、これまで何回も質問された内容でありますけれども、私自身が体験し、悩みながらケアマネジャーを初め、関係者に相談し、体験した中での質問であります。

特に中山間地での高齢者、80を超えた高齢者が交通事故で入院をされ、認知症を発症したところでもあります。中山間地域では施設も少なく、また所得も国民年金のみで、ケアマネジャーの方にもいろいろ相談しながら、ショートステイや限られた財源で対応してきたところでもありますけれども、特に認知症については早期発見が重要だというふうに言われておりますし、それは理解しているつもりですが、所得や住んでいる地域によってその後の対応に制約があるのではないかというふうに思います。

そこで、認知症対策は喫緊の課題であり、これまで以上に国を挙げた施策の推進を図る必要があると思いますが、その方向性はどのようになっているのか、総括質問としたいと思います。

#### ○山口和俊消防課長

本局における対応につきましては、8月27日6時24分に佐賀市、多久市及び小城市に大雨警報が発令されると同時に、消防災害警備本部を設置し、第1配備体制で構成市町からの情報収集活動を開始いたしました。

大雨洪水警報と併せて、土砂災害警戒情報が16時41分、佐賀市、多久市及び神埼市に、17時28分、吉野ヶ里町に、17時55分、小城市に発表されましたことから、管内における災害発生の危険性が高まっていると判断し、消防災害警備本部の体制を

第2 配備体制に強化し、各消防署に災害対応に備えるよう指示いたしました。

具体的には、資機材の確認及び点検を行うとともに、非番及び週休の職員を招集し、非常用車両等を活用した部隊の増強を図るよう指示したところです。

翌28日の明け方から雨脚が強まり、119番通報の件数が増え始め、5時50分に管内全域において大雨特別警報が発表された頃には住民から救助を求める通報などが相次いでおりました。8時30分の勤務交代後は勤務明けの職員も動員し、消防局31名、佐賀消防署59名、多久消防署28名、南部消防署21名、北部消防署31名、小城消防署30名、神埼消防署42名の計242名で通常時の2倍強に当たる体制で総力を挙げて災害対応に当たったところです。この体制は管内の災害対応が落ち着いた同日の17時まで継続しております。

最終的に8月30日16時7分に全ての気象警報が解除されるまでの間、状況に応じ、規模を縮小しながら対応に当たりました。

この豪雨災害で消防災害警備本部を設置した間の119番通報の件数は486件となっており、そのうち豪雨災害に関するものとして119件に本局の部隊が出動して対応したところです。

内容は、火災出動が2件、救助出動が51件、警戒出動が41件、救急出動が25件となっております。家屋などから救出した人員が157名、そのうちの14名を医療機関に搬送しております。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

認知症施策の推進については、平成27年1月に国が作成した認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランに沿って、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けた取組を進めてきたところです。

こうした中、平成30年12月には内閣官房長官を議長とする認知症施策推進関係閣僚会議が設置され、令和元年6月には認知症施策推進大綱が取りまとめられました。今後は団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標にこの大綱に沿った認知症施策を着実に実施していくことが求められています。

この大綱における基本的な考え方は、認知症の

発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくことです。

ここで言う共生とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味です。また、予防とは認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味とされています。

そして、こうした基本的な考えの基、5つの柱に沿って施策を推進することとされています。その5つの柱とは、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、それから4番目に認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、5番目に研究開発・産業促進・国際展開となっております。

また、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することが基本とされています。

5つの柱における具体的な施策のうち、主なものを申し上げますと、1つ目の柱の普及啓発・本人発信支援では、認知症に関する理解の促進や相談先の周知などが掲げられております。また、2つ目の柱の予防では、地域において高齢者が身近に通える場の拡充など、認知症予防に資する可能性のある活動の推進などです。3つ目の柱の医療・ケア・介護サービス・介護者への支援では、早期発見、早期対応や医療従事者や介護従事者等の認知症対応力向上の促進などとなっております。また、4つの柱の認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援では、バリアフリーのまちづくりの推進や交通安全の確保、地域支援体制の強化、成年後見制度の利用促進などがあります。そして、5つ目の柱の研究開発・産業促進・国際展開では、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法などの研究開発などが掲げられています。

このように厚生労働省だけではなく、各関係省庁においてそれぞれに施策を推進することとされ

ております。

本広域連合といたしましても、この大綱に沿って認知症予防の取組や相談体制の充実、早期対応、早期発見の取組など、介護保険者として担うべき施策をさらに推進していきたいと考えております。

#### ○諸泉定次議員

それでは、一問一答に移ります。

まず、消防行政について一問一答に移らせていただきたいと思っております。

今回の豪雨災害は私の感想なんです、特に小城市と多久市において被害が甚大であったのではないかと思っております。住宅等の被害では、総括質問でも述べたように、甚大な被害を発生させたところでありまして、また公共施設や山間部では土砂崩れ、道路の通行止め、街部でも通行止めはもちろん、民家や商業など市民生活に甚大な被害をもたらしたところでありまして。

そこで、限られた人員と機材の中で消防署間の応援体制がどうであったのか、質問いたします。

#### ○山口和俊消防課長

今回の豪雨災害におきましては、先ほど申しましたとおり、火災、救助、警戒及び救急を合わせまして119件に本局の部隊が出動しております。そのうち117件が佐賀市、多久市及び小城市で発生したものであり、その内訳は佐賀市62件、多久市17件、小城市38件と、議員御指摘の多久市及び小城市に加え、佐賀市において本広域連合区域の西側に出動が集中しており、その多くが住宅の浸水や道路の冠水に伴う孤立者の救出となっております。特に大雨特別警報が発表された28日の明け方から夕方までに出動が集中しており、佐賀、多久、小城の3消防署の部隊は立て続けに災害対応に追われたところです。

このような状況におきましても、本局では広域消防のスケールメリットを最大限に生かし、残る3消防署の部隊を手薄になった消防署に移動配備することや、管轄区域に関係なく出動可能な部隊を出動させることで対応いたしました。

具体的には、神埼消防署の部隊を佐賀消防署に移動配備させたほか、同じく神埼消防署の救命ボートを小城消防署の部隊が活動している現場に

搬送しております。

さらに、南部消防署の部隊が佐賀消防署の管轄区域に、多久消防署の部隊が小城消防署の管轄区域に出動するなど、持てる消防力を最大限に活用し、災害対応に当たったところであります。

#### ○諸泉定次議員

説明を聞いて、一定理解しました。

そこで、今回こういうふうな大規模な集中豪雨で、この災害で、勉強会の折にも触れられましたが、資機材等の不足はなかったのかどうか、またそういう課題はなかったのかどうか、質問をいたします。

#### ○山口和俊消防課長

今回の豪雨災害の特徴といたしまして、多くが自宅の浸水や道路の冠水により避難できない事案であり、救命ボートによる救出活動を実施しております。

また、家屋に取り残された方で、自力で避難できる人には通信指令員が垂直避難を指示し、避難が困難な人から救助を行いました。本局におきましては、水難救助隊を配置しています北部消防署に2艇、その他の消防署に各1艇、計7艇の救命ボートを保有しておりますが、救助要請が殺到した時間帯においては救命ボートの絶対数が不足していることを痛感したところでありまして。

また、水深が深い部分では、隊員の胸あたりまで冠水しておりましたが、保有する胴長が不足していたことから、ほとんどの隊員が胴長を着用できない状況での活動を余儀なくされました。

今回、特異な事例を紹介いたしますと、保管されていた生石灰に浸水した水が反応し、火災に至った現場では、胴長を着用していない隊員が軽いやけどを負う受傷事故が発生いたしております。このことから、安全管理の徹底を図る上でも胴長の追加配備が必要であると感じたところです。

昨今の気象状況を鑑みますと、昨年のような豪雨災害が今後も頻発すると懸念されますことから、今回のような内水氾濫への対応が必要であると判断に至りました。さらに、今回は住民が巻き込まれるような土砂災害は発生しておりませんが、発生した場合には重機を活用した活動が不可欠であ

ると考えられます。

以上のことから、次年度予算において内水氾濫を含む全ての水害での活動を想定した小型の車輪付水難救助支援ボートと胴長の導入経費をお願いするとともに、現在、総務省消防庁において重機及び重機搬送車の無償使用制度による配備を計画されておりますので、佐賀県を通じ要望いたしております。

これにより災害対応能力の向上と隊員の安全管理の充実を図りたいと考えております。

#### ○諸泉定次議員

ぜひ機材等も充実されるようお願いしたいと思っております。

そこで、当然のことながら、こういう災害のときに構成市町との連携体制及び消防団との連携はどうであったのかということでもあります。

もちろん、私も小城市役所に28日の早朝、駆けつけ、慌ただしく職員の方々が対応されており、消防団や広域消防局の方々も見かけましたけれども、どのように連携を取られていたのかということで質問をいたします。

#### ○山口和俊消防課長

本局といたしましては、構成市町に災害対策本部が設置されました時点で、各消防署の幹部職員を各市町に派遣することとしております。ここで災害対策本部長への助言やおのおのの部隊に対する活動内容を協議いたしまして、本局の消防災害警備本部との情報共有を図ることとしております。

今回の災害時におきましても、全ての構成市町に職員を派遣し、対応に当たっております。

また、消防団との連携につきましては、寄せられた通報のうち、避難の広報や誘導、土のう積みなどを中心に対応をお願いしたところですが、救助要請が殺到した小城市の一部地域におきましては、救命ボートによる住民の救出活動も担っていたところでもあります。

さらに、消防団からは巡回時に知り得た通行止めや冠水状況などの情報が各市町の災害対策本部に報告されますが、その提供を受け、本局が活動する上で非常に有効なものとなっております。

このように、消防団とは各市町に派遣している

職員を通じて情報共有を図りながら、連携した活動を実施しております。今後もお一層の連携強化を図り、住民の負託に応えてまいりたいと考えております。

#### ○諸泉定次議員

ぜひ連携を図りながら、住民の安心・安全にさらに努めていただきたいと思っておりますけれども、消防行政に対する一問一答の最後の質問になりますけれども、今回の災害でドローンの活用はどうであったかということでもあります。

ドローンは災害現場の状況をリアルに伝達し、また助けを求める人々等の救出等、いろいろな場面で大いに役立つと思っておりますけれども、ドローンの活用についてお尋ねをいたします。

#### ○山口和俊消防課長

今回の災害においては、断続的に雨が降り続ける悪天候であったことと、全ての事案において徒歩などで隊員が現場に到着し、住民の安否確認がとれたことから、ドローンによります情報収集活動は実施いたしておりません。

また、現在配備しておりますドローンは、一般に普及している標準的な機種でありまして、小型で防水性能を有していないことから、今回のように降雨時や風速が強い場合においては、墜落の危険性があり、活用することは困難であります。

本局のドローンにつきましては、平成30年7月に運用を開始しておりますが、導入時の検討事項といたしまして、現有機の運用を通して、災害現場での活用法などを模索しながら、消防防災分野に特化した産業用ドローンの配備の必要性を検討していくことといたしていたしました。その結果、防水性能を有し、また夜間や山林などで、より精密な情報収集活動と捜索活動が可能となる赤外線カメラを搭載した高性能ドローンの導入が必要であるとの判断に至りました。

現在、構築中の高機能消防指令センターの整備に合わせまして、大型の産業用ドローンを配備する計画といたしてしております。これに伴い、配備後は機動力を増し、さらに気象状況に影響を受けにくくなることから、災害対応能力の向上が図れるものと考えております。

○諸泉定次議員

今回、配備しているドローンは活動できなかったということでもあります。やっぱり先を見通して、せっかくお金を使って購入しているわけですから、活用できるような機材でなければいけないと思いますし、ぜひ早急に役に立つ機材の購入をお願いしたいというふうに思います。

次に、介護行政の一問一答に移ります。

先ほどの総括質問で総括的には理解をしたところでもありますけれども、介護について言えば、早期発見、早期対応の重要性は叫ばれておりますけれども、いわゆる高齢者世帯では老老介護でどちらかが認知症を発症した場合、在宅生活が困難となり、施設入所も考えられます。そのとき、中山間地域など地域によっては施設も限られるというふうに思いますけれども、どうされているのか、質問をいたします。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

認知症高齢者等が介護保険で利用できる施設サービス等には、グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などがあります。

本広域連合では、23の日常生活圏域を設置しておりますが、現状としましては、圏域によって施設数は異なる状況ではございます。ただし、三瀬、富士、脊振の山間部にもそれぞれに特別養護老人ホームは設置されている状況となっており、三瀬と富士の施設にはグループホームや小規模多機能型居宅介護も併設されております。また、これらの特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人には地域包括支援センターの運営を委託しております。このことから、相談対応から施設入所などの支援に至る流れは確保できているものと考えております。

○諸泉定次議員

山間部にも施設があるということは分かっておりますけれども、なかなか数や施設の規模等々で差があるんじゃないかということで、こういう質問をしたところでもあります。

そこで、施設入所を検討する場合、所得によって選択の幅が異なるというふうに思いますけれど

も、低所得者の対応はどうされているのか、質問をいたします。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護保険制度における利用者の負担軽減策といたしましては、高額介護サービスや高額医療・高額介護合算制度などがあります。また、特別養護老人ホームなどの施設サービス等を利用される際、住民税非課税世帯等の要件に該当される方に対しては、食費、居住費の負担を軽減する特定入所者介護サービスもあります。

そして、本来適用すべき食費、居住費の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる方については、境界層措置としてさらに負担が軽減されます。

○諸泉定次議員

ずっと一通り説明を受けているわけですが、本当に所得が少ない中で対応するというのは本当大変です。

それで、お尋ねしますけれども、特別養護老人ホームの場合は、原則として要介護3以上の方が入所できることになっておりますけれども、認知症の場合、軽度の方でも在宅での介護が難しいケースもあると聞きます。そのような場合の対策はどのようにされているのか、質問いたします。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

平成27年の4月より特別養護老人ホームの新規入所者は、原則要介護3以上の高齢者に限定されました。ただし、要介護1または2の方についても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる方につきましては、特例的に入所することが可能とされております。

この特例的な入所が認められる要件は4つありますが、その1つに認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られることという要件があります。したがって、認知症の症状等により在宅生活が困難な要介護1または2の方についても、この特例入所の要件に該当する方は入所判定対象者とすることができます。そして、各施設に設置

される入所検討委員会で特例入所の要件に該当すると認められた場合は入所が可能となります。

**○諸泉定次議員**

先ほどの説明で、その場合、特例入所に関して広域連合は保険者としてどのように関与しているのか、質問をいたします。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

特別養護老人ホームは、特例入所の入所申込みを受けた場合、保険者に報告するとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、適宜保険者に意見を求めることとされております。したがって、本広域連合におきましても、施設の求めに応じて、保険者として特例入所の要件に該当するか否か意見を表明することで、この制度運用に関与いたしております。

**○諸泉定次議員**

最後に質問しますが、施設から特例入所に関する意見を求められた件数、そのうち何人の方が認知症の要件に該当したのか、質問をいたします。

**○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長**

今年度に特別養護老人ホームから特例入所に関する意見を求められた件数は14件で、そのうち認知症の症状等の要件に該当する旨の意見を表明した方は9名になります。

今後も意見表明に際しては、要介護認定調査の結果等を踏まえ、制度が適切に運用されるよう保険者として対処していきたいと考えているところでございます。

**○諸泉定次議員**

今度は8期に入るわけですが、これからは介護保険がよりよい、使いやすい、身近に感じられるような制度に変わってくることを期待して、私の質問を終えたいと思います。

**○中山重俊議員**

おはようございます。それでは、通告をいたしておりますテーマに基づきまして質問いたします。佐賀市の中山重俊です。

なお、4項目めのドローンの活用については、先ほど諸泉議員の質問と答弁の中で、ドローンは

飛ばしていないという状況の中で、今回は質問を取り下げたいと思います。

それでは、最初に1問目の介護保険制度についてであります。

介護を社会で支えるという国民の願いを背負って、2000年4月に発足をいたしました介護保険制度です。それから20年余り、高齢化の進展とともに利用者は年々増え続けています。一方、政府によって介護費用を抑制する制度の見直しがあり、利用しにくくなっているとの声もあります。また、給付費増により保険料の負担も増え、サービス利用を控えているとの声もあります。

そこで質問ですが、初歩的なことかと思いますが、介護保険利用までの大まかな流れを示していただきたいと思います。

次に、大きな2番目として新型コロナウイルスについて質問いたします。

中国湖北省武漢市で発生したと言われる新型コロナウイルスによる肺炎が世界的に広がっています。今朝のテレビを見ておりましたら、その報道では世界で4万190人、中国では3万8,000人以上が感染をし、死亡も903人ということが報道されておりました。日本でも感染者が今のところ96人と、死亡者は数人、1人とも言われております。

そこで質問ですが、佐賀中部広域連合としての対応策といたしますか、何か取られているのか、お尋ねをいたします。

次に、3点目でございます。佐賀広域消防局・佐賀消防署の庁舎建設が令和2年度中の完成に向けて精力的に行われていると聞いております。

そこで、総括質問といたしまして、現在の進捗状況及び建設後の新庁舎の計画について質問をいたします。

以上、総括質問といたします。

**○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長**

おはようございます。私のほうからは、最初の介護保険サービスを利用するための大まかな流れについてお答えいたします。

介護保険サービスを利用するためには、まずは要支援・要介護認定を受けることが必要です。この認定のためには、本広域連合または構成市町に

認定申請書を提出していただきます。この認定申請がなされれば、申請者に対し身体や生活状況に関する認定調査をさせていただくとともに、主治医の意見書を提出していただきます。これらの資料を基に、医師などの専門家で組織する介護認定審査会の判定を受け、広域連合が非該当または要支援・要介護の7段階の介護度の認定結果を申請者に通知いたします。この手続で要支援・要介護に該当した場合に介護保険サービスを利用することができます。

要支援に該当した方は、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用することができます。このサービスを利用するためには、お住まいの圏域の地域包括支援センターに連絡していただき、ケアマネジャー等と話し合っ、ケアプランを作成した上でサービスを利用することになります。

次に、要介護に該当した方は、介護サービスを利用することができます。このサービスを利用するためには、居宅介護支援事業所に連絡していただき、ケアマネジャーと話し合っ、ケアプランを作成した上でサービスを利用することになります。

医療と違い、介護保険サービスの利用においては、一定の手続が必要ですが、地域包括支援センターやケアマネジャーなどによる手続代行ができるようになっております。

本広域連合では、サービス利用の流れやサービスの種類、また地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の連絡先が分かる一覧表などを掲載した介護保険べんり帳を全戸配布し、制度周知に努めております。

以上でございます。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

続きまして、新型コロナウイルスへの対応についてお答えします。

新型コロナウイルスは国の医療関係部署が中心になって対策がなされており、県においても保健所など医療を中心とした部門で対策が取られています。新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が日本国内でも確認されたことを受け、厚生労働省から介護保険最新情報として1月29日と

31日に通知が送付されております。29日の通知の内容につきましては、「新型コロナウイルスに関するQ&A」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が厚生労働省のホームページ上で公表されていることについて、関係機関への周知を図るものでした。31日の通知の内容につきましては、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対策として、感染経路を絶つための対策や武漢市を含む湖北省から帰国した職員等がいる場合の対応などの留意事項が取りまとめられ、その周知を促すものでした。

本広域連合におきましては、これらの通知を管内の介護保険サービス事業所に対して既に送付をいたしております。本広域連合では、介護サービス事業所に対し感染症の発生や蔓延を防止するために感染症マニュアルを整備するよう、日頃から指導を行っております。

事業所の職員の方々が国からの通知により、新型コロナウイルスへの正しい認識を持ち、感染症マニュアル等に基づいて基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めていただくよう引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○片淵義孝消防副局長兼総務課長

私のほうからは、中山議員の庁舎等の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

進捗状況につきましては、令和2年1月末時点で庁舎棟が基礎配筋と底盤コンクリート打設を行っており、計画値が23.9%に対しまして進捗率は24.3%となっております。

訓練棟は3棟あるうちの3階建てA棟と5階建てB棟の2棟が2階の躯体工事を行っており、また3階建てC棟が1階の躯体工事を行っており、全体の計画値が42.5%に対し進捗率は43.4%となっております。

ほかにも電力、空調、衛生、通信の設備工事があり、電力、通信線の埋設など準備工事を行っているところでございます。

なお、庁舎棟の工期につきましては令和2年11月30日まで、訓練棟の工期につきましては令和2年5月29日までで、共に順調に進捗している状況

でございます。

また、高機能消防指令センターの整備についても、計画値が30%に対して進捗率も30%であり、各機器の仕様の検討を終えて、こちらも順調に進捗している状況でございます。

以上でございます。

#### ○中山重俊議員

先ほど総括答弁にありましたように、介護保険を利用するためには、申請から始まって、いろいろ何段階かの手続を経なければなりません。医療機関に直接保険証を示せば、保険診療を受けられる医療保険と大きく異なる点であります。保険で利用できる範囲があらかじめ金額で決められていることも医療保険にない仕組みであります。同じ社会保険でありながら医療保険と違ったこれらの仕組みが、介護保険を使用しづらい制度にしているのではないかと考えます。

そこで、一問一答に入っていくわけですが、介護保険で利用できる主な介護サービスについて、形態によってサービスを区分する訪問系サービス、通所系サービス、居宅サービス、地域密着型サービスなどがあるかと思えますけれども、中部広域連合で利用できるサービスについて示していただきたいと思えます。また、サービスの種類が多く、複雑で違いがよく分からないという声もありますので、よろしく願いいたします。

#### ○石橋祐次副局長兼総務課長兼業務課長

議員の御質問の主な介護保険サービスの種類について、その概要をお答えします。

介護保険法では介護の状況を勘案し、介護サービスを3つの体系に区分いたしております。1つ目は居宅サービスで、ここに一般的なサービスとしてホームヘルプサービスやデイサービスと言われる訪問介護や通所介護が含まれております。そのほか、住宅改修や福祉用具貸与などの生活環境を整えるサービスもあります。

2つ目には、地域密着型サービスで、なるべく住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、グループホームなどのサービスがございます。

3つ目には、施設サービスで、重度の要介護者を対象とした介護老人福祉施設やリハビリ等在宅復帰を目指す介護老人保健施設、また医療が必要な場合の介護医療院などがあり、施設サービスは要介護者のみの利用となっております。

各サービスについても、先ほど述べました介護保険べり帳に掲載しており、実際に利用される際にはケアマネジャー等がこのべり帳で説明するなど、利用者の支援を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○中山重俊議員

それでは、引き続き質問いたしますが、先ほど答弁のありました定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容と、その利用状況についてお答えいただきたいと思えます。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は要介護者の在宅生活を支えるため、日中や夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回型の訪問と利用者からの通報による随時の対応を行うサービスとなっております。

定期巡回サービスは、訪問介護員等が定期的に利用者宅を巡回し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。また、随時対応サービスは、随時利用者、家庭等からの通報を受け、通報内容に応じて対応を行うものです。そして、通報内容等を基に相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の要否等を判断し、必要な援助を行います。

続きまして、利用状況ですが、本広域連合管内では、1事業所が令和元年10月から休止中であり、現時点で1事業所のみがサービスを提供しております。令和元年10月のサービス利用状況は、要介護1が4名、要介護2が1名で、計5名の方に利用されております。また、11月は要介護1が3名、要介護2が1名で、計4名の方が利用されております。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要支援1または2の方は利用できないサービスとなっております。

以上です。

○中山重俊議員

次に、これも先ほど答弁があったかと思いますが、小規模多機能型居宅介護についての内容を示していただきたいと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

小規模多機能型居宅介護は、通所を中心に利用者の様態や希望に応じて随時訪問や短期間の泊まりのサービスを組み合わせて提供するサービスとなっております。

そして、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者が能力に応じ、居宅で自立した日常生活を営むことができるよう目標を設定し、計画的にサービスが提供されます。そのため、小規模多機能型居宅介護は、事業所のケアマネジャーがサービス計画の作成を初めとするケアマネジメントを担当します。

なお、このサービスは要支援1または2の方も利用できることになっております。

以上です。

○中山重俊議員

それでは、次に介護予防・日常生活支援総合事業の内容について述べていただきたいと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は要支援者等を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上の全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業に大きく二分されます。ここでは要介護者等を対象とする介護予防・生活支援サービス事業について申し上げます。

保険給付は全国一律のサービスですが、総合事業におけるサービスはそれぞれの保険者がその地域の実情に応じたサービスを提供することが可能とされています。

本広域連合における主なサービスを申し上げます。

まず、従来の予防給付で提供していた介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスを提供しています。

また、平成30年10月からは本広域連合独自のサービスメニューとして身体介護が必要でない方

に対する生活援助型訪問サービスと短時間で運動器の機能向上を支援する運動型通所サービスを開始しています。そして、構成市町によっては短期集中型通所サービスなど、構成市町独自のサービスメニューを開始しているところもあります。

ただし、本広域連合の現状といたしましては、従来の予防給付に相当する訪問型サービスや通所型サービスが主流のサービスとなっております。

以上です。

○中山重俊議員

それでは、いろいろ御答弁を先ほどいただきましたけれども、サービス利用の場合の利用料はどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護サービスを提供した事業所や施設に対しては、その対価として介護報酬が支払われます。その介護報酬の単価は、国が社会保障審議会の介護給付費部会における意見を聞き、サービスの種類ごと、介護度ごとに定めます。また、サービスの種類によって1回当たりの単価や1カ月当たりの単価など、報酬単価の定め方は異なっています。そして、一月に利用されたサービスの量と報酬単価等により介護サービス費用額が算出されます。そのうち、利用者に負担していただく額は、所得に応じて介護サービス費用額の1割、2割、3割のいずれかになります。

なお、在宅サービスにつきましては、要介護度ごとに支給限度基準額として保険対象費用の上限が定められています。利用者の希望により支給限度基準額を超えてサービスを利用された場合、基準額を超える分の費用は全額利用者負担となります。

以上です。

○中山重俊議員

次に、この間、介護報酬の改定が行われてまいりましたけれども、介護報酬改定の推移についてどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護報酬はおおむね3年ごとに改定されていま

す。ここでは、平成27年度以降の介護報酬改定の改定率を申し上げます。

なお、サービスの種類等によって改定率は異なりますので、全体の改定率を申し上げます。

平成27年度介護報酬改定における全体の改定率はマイナス2.27%です。また、平成29年度には介護職員処遇改善加算に新たな区分が設置されるなどの見直しが行われたため、全体でプラス1.14%の改定率となりました。平成30年度介護報酬改定における全体の改定率はプラス0.54%です。そして、令和元年10月には消費税率引上げへの対応や介護職員のさらなる処遇改善の実施のための介護報酬改定が実施されました。その全体の改定率はプラス2.13%となっております。

以上です。

#### ○中山重俊議員

今の答弁では、介護報酬がだんだん高くなっているというのが分かるわけですが、保険料への影響ですね。

これはちょっと追加であれですけれども、来年第8期、令和3年の改定という、その見通しがどのようになっているのかも述べていただければと思います。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護報酬が高くなった場合の保険料への影響についてお答えをいたします。

介護報酬が高くなると、給付費も増大することになります。この給付費の50%は保険料を財源とするため、給付費の増加は保険料にも影響します。しかし、65歳以上の1号被保険者の保険料は本広域連合が定め徴収していますが、先ほど述べた給付費の50%に対する1号被保険者の負担率は40歳から64歳までの2号保険者との全国の人口比率により国で決定されます。このような保険料積算の仕組みもありますので、給付費の伸び率が全て1号被保険者の保険料に跳ね返るわけではございません。

なお、第7期は1号被保険者の保険料を13%引き上げざるを得ませんでした。上昇した金額の4割程度は先ほどの年齢区分人口比率によって1号被保険者の負担率が変わったことによるもので

した。

以上です。

#### ○中山重俊議員

最後のところでちょっと質問しました第8期についての考え方というのは述べられませんでしたけれども、ちょっとそれが、また見直しがあるかと思えますけれども、それについては質問通告を最初に出していなかった点もあったので仕方ないかと思えます。

最初に述べましたように、介護保険は施行20年の節目の時期を迎えております。制度の持続可能性の確保という名前で給付制限とか負担増を徹底させる改悪が繰り返された結果、保険あって介護なしの事態が深刻化しているのではないかというふうに思います。

現在、政府は利用料を2割、3割負担の拡大など、利用者にさらなる困難を押しつける見直しを検討しているというふうに思いますが、新たな改悪を中止、撤回させるとともに、政府の責任による介護保険施行20年の全面的な検証と利用料負担の軽減をはじめとする制度の抜本的改善を求めて、介護の問題についての質問を終わります。

次に、消防行政について質問をいたします。

この間、昨年8月議会でも質問があつておりましたが、女性職員の働く環境の整備について質問をいたします。

これまでの答弁では、佐賀広域消防局・佐賀消防署の新庁舎が完成いたしますと、佐賀署に8名、通信指令課に4名が女性職員の配置が可能となり、北部署、小城署、南部署の各4名と合わせて24名の隔日勤務が可能になるということが答弁されておりました。新しい庁舎での女性職員の職場環境はどのようになるのか、お答えいただきたいと思えます。

#### ○片渕義孝消防副局長兼総務課長

新庁舎での女性職員の職場環境についてお答えをいたします。

佐賀広域消防局では、これまで北部消防署、小城消防署、南部消防署の庁舎建設に合わせて、女性職員の専用スペースを設置してきました。今回の新庁舎でも1階の女性職員専用スペース内に仮

眠室を4室、それから3階の女性職員専用スペース内に仮眠室を2室設置することといたしております。

具体的には、現庁舎と比べ新庁舎では仮眠室を4室増室しており、さらに男性職員との動線も区別したレイアウトといたしております。

また、女性職員専用スペース内には、トイレ、風呂、洗面室、洗濯室を設けており、当直勤務を行う女性職員のプライバシーに配慮した空間となっております。

さらには、当直勤務の女性職員のみでなく、毎日勤務の女性職員や会計年度任用の女性職員につきましても、現庁舎では手狭であった女性更衣室を今回の新庁舎では2階と4階に設置することにしており、また4階の女性更衣室につきましても、休憩室も兼用とした室内としております。

消防の職場は男性が多い環境でありますので、今後も女性職員が働きやすいよう職場の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○中山重俊議員

最初の答弁の中でもあったかと思えますけれども、新庁舎では訓練棟も建設されるというふうになっておりますね。その訓練棟が3棟建てられるということですが、どのような訓練ができるようになるのか。これまで以上に充実した訓練が行われるものと思えますけれども、お答えいただきたいと思えます。

#### ○片渕義孝消防副局長兼総務課長

新しい訓練棟でどのような訓練ができるかについてお答えをいたします。

訓練棟は新庁舎の東側で南北に3棟建設します。南から高層訓練B棟、次に補助訓練A棟、北に低層訓練C棟としております。

高層訓練B棟は、鉄筋コンクリート造5階建て、高さは約18メートルで、一番高い訓練棟であります。また、延べ面積は233.59平方メートルとなっております。

次に、補助訓練A棟ですが、鉄筋コンクリート造3階建て、高さは約10メートル、延べ面積は106.33平方メートルで、C棟の補助的訓練棟と

なっております。

最後に、低層訓練C棟ですが、鉄筋コンクリート造3階建て、高さはA棟と同じで、延べ面積は411.33平方メートルと、一番面積が大きい訓練棟となっております。

今回、建設する3棟の訓練棟については、毎年開催されます全国消防救助技術大会の全ての訓練種目を行うことができる仕様となっております。

高層訓練B棟では、はしごを15メートル駆け上がる訓練や高さ15メートルからロープを下ろし、自力で上る訓練、低層訓練C棟にロープを張って、20メートルを横に渡る訓練なども行うことができます。

また、高層訓練B棟の4階には、自在に区画を作り、迷路にすることができる訓練室を設置しており、迷路から要救助者を探し出し、救出する訓練も行うことが可能です。

さらに、低層訓練C棟ではマンホール事故を想定した低所からの救出訓練や、補助訓練A棟を活用した川で孤立の要救助者を想定した救出訓練なども行うことができます。

訓練では基本の訓練から応用訓練、さらには特殊な災害を想定した幅広い訓練まで様々なトレーニングを行うことができる訓練施設となっております。

以上でございます。

#### ○中山重俊議員

それでは、次に高機能消防指令センターというのが整備されるというふうに聞いております。

視察に行きましても、結構すごい、何と申しますか、素晴らしい施設があったこともちょっと記憶にあるわけですが、これまでの指令センターからどう変わっていくのかをお答えいただきたいと思えます。

#### ○片渕義孝消防副局長兼総務課長

高機能消防指令センターの御質問にお答えいたします。

消防指令システムの全面更新をすることで、新たな機能を充実させ、情報処理能力及び操作性の向上を図るとともに、ドローンなどの拡張機能を加え、大規模災害等に迅速かつ効果的な対応が可

能となります。

具体的な内容としましては、4つの機能強化をキーワードとして整備を進めております。

まず1つ目は、緊急通報受付体制の強化であります。通報を受けて出動車両の選択などを行う指令台の機能を持つ端末を現行の4台から7台に増強し、常時7名が受付可能な体制を構築いたします。

また、指令台ディスプレイを現行の3画面から4画面とし、受付から指令までの操作時間の短縮を図り、迅速な指令管制業務が可能となり、現場活動における部隊の支援を全面的に行います。

さらに、大規模災害時の119番通報の急増時の対応として、指令台を二分割したふくそうモード機能を搭載しておりますので、最大14席で受付が可能となり、通報者の待ち受け時間の解消につながると考えております。

2つ目は、情報共有の推進であります。

無線中心であった現場指揮隊との災害情報の伝達手段についても、タブレット端末、現場映像システム、ドローン、大型表示盤を導入し、災害活動に係る各種情報の共有を行います。

さらに、通信指令室で把握していた管内全域の部隊の活動状況や各車両の動態など、詳細情報を各署所に災害情報収集システム端末を新たに配備することにより、これらの情報が各消防署で確認できますので、これまで以上に災害対応の円滑化が図れることとなります。

3つ目は、緊急通報の多様化への対応であります。

音声による通報が困難な聴覚障がい者や言語障がい者等からの通報を現行システムのFAX119に加え、スマートフォンやタブレットなどインターネット接続機能を利用して簡単な操作で素早く通報することができるNET119緊急通報システムを導入し、聴覚・言語障がい者等の円滑な緊急通報を可能といたします。

4つ目は、大規模災害への対応であります。

通信指令課に隣接する作戦室に指令端末装置や大型モニターを配備するなど機能を増強し、大規模災害時における緊急通報情報、事案情報、ド

ローンによる災害現場の映像情報などをリアルタイムに把握することといたしております。

また、指令センターが震災等で停電となった場合は、非常用電源により72時間電源が供給されますが、それを超えて停電が続く場合や電話回線に障害等が発生し、システムが使用できなくなった場合におきましても、持ち運びが可能な可搬型指令システムを被災していない消防署に持ち出して、119番受信や指令管制業務を継続的に実施し、各市町や関係機関と情報を共有するなど、連携強化を図り、住民の安心・安全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○中山重俊議員

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

#### ○山下明子議員

佐賀市の山下明子です。通告しております介護行政に関する2つのテーマで質問をいたします。

今年は第7期介護保険事業計画の最終年度になり、第8期事業計画策定に向かう年ともなります。佐賀中部広域連合では、住み慣れた地域でその人らしくということ掲げておりますが、国においては全世代型の社会保障という掛け声で実質的には高齢者の負担増や介護責任を家族や地域に転嫁していくという流れがあり、それに対する不安も高まっています。次の計画にどれだけ地域の実情や住民のニーズが反映されていくかということが重要であり、今年はその課題検証という点でも大切な時期と言えます。

そこでまず、現時点における第7期の計画の現状と課題について、全体像としてお示しいただきたいと思っております。

次に、介護者への支援について質問いたします。

これは今、少子高齢化が進んでいく中で、ダブルケア、トリプルケアといった介護者が増えていくということが指摘をされております。一方で、介護のためにそれまでの仕事を辞めざるを得ないという介護離職者の問題も取り上げられてきました。

政府は介護離職者ゼロを掲げておりますが、佐

賀中部広域連合における介護離職者ゼロの取組はどうか、この点についての答弁を求めて総括質問といたします。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

初めに、第7期介護保険事業計画の進捗状況についてお答えいたします。

第7期からは、介護保険事業計画の進捗管理に取り組むことが義務づけられました。その内容は、事業計画に記載したサービス見込量や取組などを継続的に評価、分析することです。そして、その評価項目は大きく2つに分かれます。

1つの項目がサービス見込量の進捗管理で、2つ目の項目が自立支援、介護予防、重度化防止及び介護保険運営の安定化の取組の進捗管理です。本広域連合では、事業計画の進捗を管理するための自己評価を行い、その評価内容を介護保険運営協議会に報告し、点検していただいております。

ここでは、昨年10月に開催しました介護保険運営協議会に報告し、点検していただきました平成30年度実施評価の主なものについて申し上げます。

初めに、1つ目の項目のサービス見込量の進捗管理について御説明します。

まず、認定率の比較ですが、計画値20.0%に対して実績値は19.8%で、おおむね計画どおりの状況となっております。

次に、受給者1人当たりの給付費の比較ですが、利用者が少ないサービスにおいて、介護度が高い利用者を見込んだことにより計画値に対する実績値の割合が低いサービスもあります。例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は実績値の割合が65.44%で、看護小規模多機能型居宅介護は78.82%と低い割合になっています。しかし、その他のサービスにつきましては、計画値と実績値の差異が10%以内であり、全体的にはおおむね計画どおりに進捗していると評価しています。

続きまして、2つ目の項目の自立支援、介護予防、重度化防止及び介護保険運営の安定化の取組等の進捗管理について申し上げます。

まず、自立支援、介護予防、重度化防止についてです。

評価する項目は、地域密着型サービスの整備や

地域支援事業における各種事業などの全部で8項目になります。

主な評価項目と評価指標を御説明します。

地域密着型サービスの整備では、地域密着型サービス設置候補者の公募による選定数等を評価指標としています。主なものとして、小規模多機能型居宅介護は第7期期間中の計画が5事業所に対し3事業所を選定し、また、グループホームは計画5ユニットに対し3ユニットを選定しています。このことから、おおむね計画どおりと評価しています。

次に、地域包括支援センターでは、窓口機能と地域ケア会議の充実等を評価指標としています。窓口機能では、小城市直営の基幹型センターを設置し、地域ケア会議の開催では年間180回の目標に対し実績は273回で、計画どおりに進捗しています。

そして、介護予防及び日常生活支援では、多様なサービスの創設や住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職の関与などを評価指標としています。平成30年10月から基準緩和型サービス等の新たなサービスを創設し、また、住民主体の通いの場への介護予防推進員を175回派遣していることから、おおむね計画どおりと評価しています。

その他の評価項目も含め、自立支援、介護予防、重度化防止に関する取組につきましては、全体的にはおおむね計画どおりに進捗していると評価しています。

最後に、介護保険運営の安定化に資する施策ですが、介護給付の適正化事業等を評価しております。

このうち介護給付の適正化では、ケアプラン点検や縦覧点検、医療情報との突合など国が示す主要5事業のうち3事業以上の実施を目標とし、5事業全てに取り組んでいることから、計画どおりに進捗していると判断しております。

続きまして、本広域連合における介護離職者ゼロの取組についてお答えします。

少子高齢化で働き手が減少している中、国は介護や看護のために離職する介護離職の増加を大き

な問題として捉え、ニッポン一億総活躍プランにおいて、介護をしながら仕事を続けることができる介護離職ゼロという明確な目標が掲げられました。その中で、介護離職ゼロに向けた具体策として、介護の受け皿の拡大、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及などが示されています。

これを受けて、佐賀県においても特別養護老人ホームの待機者への対応という視点のほか、介護を理由に離職する人をなくすための対応という新しい視点から介護の受け皿となる施設整備の方針が打ち出されました。

その方針に基づく本広域連合における介護離職者ゼロへの対策といたしましては、施設へ入所できないために離職をする人をなくすための居住系のサービスとして、グループホームや特定施設入居者生活介護の整備を事業計画で作成しております。また、家族介護者が就労を継続しながら在宅介護を続けることができるように、家族介護者のニーズに対応する要介護者の在宅生活を支えるサービスとして、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても整備を進めております。

#### ○山下明子議員

それでは、一問一答に移ります。

まず、第7期の評価については、それぞれおおむね計画どおりにいっているという答弁だったんですけれども、おおむね計画どおりというその計画が実態に合っているのかどうかという点から検証する必要があるのではないかなと思って、さらに質問を重ねていきたいと思いますが、まず施設系ですね。

この施設系のサービスが果たして本当に充足しているのか。後半の介護離職ゼロの取組の中での小規模多機能ですとか、地域密着型のサービスのことも言われたんですけれども、そういうことも含めながらの施設、グループホームなどの待機者の状況などについてどう捉えておられるのか、その点についてお答えください。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

待機者の状況につきましては、特別養護老人ホームとグループホームの状況をお答えいたしま

す。

特別養護老人ホームにつきましては佐賀県の整備計画となりますので、県のほうで入所、待機者調査がなされています。

平成31年4月時点での県の調査では、広域連合管内の特別養護老人ホームの待機者数は、実人数で859人となっています。

グループホームについては、本広域連合が住民に空き状況等をホームページで紹介するために調査をしております。令和元年12月末時点の調査では、72事業所の定員の合計が806人で、入所者数は770人、入所申込者は延べで275人となっております。

待機者の問題がよく取り上げられる特別養護老人ホームについては、現状でも待機者の人数は多くなっておりませんが、佐賀県の県内全域での調査では在宅で待機している割合が約32%であることや、1年以内に入所が必要になる方は約21%といった分析がなされています。

広域連合では、こういった県の分析を踏まえまして、第7期事業計画では5事業所のグループホームの新設や特定施設などの居住系サービスへの整備枠も見込んでおりまして、待機者への一応の対応はできているものと認識をいたしております。

#### ○山下明子議員

ざっくり言って、特養のほうでは待機者が859人と。グループホームの場合は定数に対しての入所者数がまだキャパはありますよと。受け入れ可能は36人まだありますよといながらの入所申込みが275ということですから、足りているのかどうかという点では足りていないと見るのが相当ではないかと思うんですが、今の数字、真っすぐ聞いてもですね。

それで、県の分析でも在宅での待機者が32%、1年以内に必要となる人が21%と見ているということなんですが、高齢者の方の容体というか、様子というのは、ざっと進んでしまうときは本当に急激で、そんなに大したことないと——私自身もそうだったんですけれども、昨年8月を境にぐっと条件が変わってしまって、今では、12月を超え

て1月の時点では両親とも入所しているというすごい状態になっているんですね。

それは細かいことになれば、物すごく大変という大変のレベルというのは、その人自身の大変さと同時に介護者の条件というのが組み合わさって大変さということになっていくと思うんですけども、そういう中で今後1年以内に必要と見られる21%が、果たして本当に1年以内というのが1週間以内かもしれないとかいうことも含めての話になっていくと思えば、やっぱりここはきちっと見ていく必要があるのだろうと感じています。しかも、施設整備、数だけの問題ではなくて、地域的な条件がどうなっていくかということも大事だと思います。

私の知り合いの方で開成校区にお住まいの方が、どうしても理由といますか、ぱっと入れなくて、多久のほうに入られたということで、そうするとつながりを持っている方が何かのときに連れ出そうと思ったら、多久まで迎えに行つて、こっちで何か会合とか、いろんなのにお誘いしましょうという——そのお誘いのつながりはあるけれども、サポートする人も多久と佐賀を行ったり来たりしなくちゃいけないといったようなことがあるわけですね。

やっぱり住み慣れた地域で安心して住み続けたいというのは、誰もが願っていることだと思います。それは介護される方、利用者の立場に立てば。一方で、介護する側にとって言えば、職場がずっと離れているとか、離れた子供だったら、自分が通える地域に近いところに来てもらえばそれでいいと思う人もいるでしょう。だから、両方から考え方が違うかもしれませんが、どちらにしろ、居住圏内にどれだけ施設が展開されるかということが大事だと思うんですが、今日最初の諸泉議員の質問の中でも施設系が非常に少ない中山間地はどうなるのかという質問がありましたように、この辺の地域的な整備の状況に関してどう捉え、8期に向かってどう計画していこうという思いでおられるか、お示しいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

住み慣れた地域で生活を続けるためのサービス

である地域密着型サービスの中でも、居住系のサービスであるグループホームにつきましては、地域の認知症ケアの拠点として、その機能を果たすことが期待されているサービスとなっております。

地域密着型サービス事業所の開設に当たっては、公平公正を期するために原則公募により選定をすることとしております。その中でも、グループホームについては総量規制がありますので、公募を行う際には未整備の圏域に優先的に配置されるように選定枠を設けて募集するなどの対応を行ってまいりました。

その結果、23の日常生活圏域のうち、現在までに22の日常生活圏域におきまして整備ができておりますので、第7期においては、あと1か所についても整備がされるように選定枠を設けて募集を行っているところでございます。

○山下明子議員

全ての圏域に配置されるようにということで、今、未整備のところもちゃんとセットしていますということですが、そこに手を挙げてくれるかどうかというのが事業者の判断になっていくということになりますので、採算が取れるのかどうかですとか、そういうことがどうしても事業者としては展開する基準になりますよね。ですが、そこに住んでいる人たちにとっては非常に切実な問題なので、人口がえらい少ない地域であっても、そこに住んで、そこで何とか最期まで、生涯を終えたいと思っている人たちに対してどうしていくかというのは、これは事業者任せには本当はできない部分でもあるのかなというふうに思いますし、いろんなサービスを組み合わせながら、絶対この人たちを助けるという立場に立つのは、これは行政の責任だと思うんですけども、ちなみにもう一回ちょっと念のためにお聞きしますが、未整備の1か所について整備する用意はしていますよということではあるんですが、これは見込みはあるのでしょうか。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

現在、未整備の1地区につきましては、グループホームはございませんけど、特別養護老人ホー

ムがございまして、もし仮にグループホームがなくて、入居に困られる方につきましては、特別養護老人ホームの特例入所という制度がございまして、そちらのほうでも対応できるものと考えております。

○山下明子議員

そこは、さっき諸泉議員の質問の答弁にあった特例入所の対応ができる部分ということなのかと思いますが——すみませんね、未整備の1地区というのはどこなのか、ちょっと念のためにお願いいたします。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

神埼市の北部にあります脊振町のほうになります。

○山下明子議員

まさに中山間地域ということで、本当に採算性だとか、いろんな点でなかなか遅れていきそうな部分でもありますし、多久だとか、富士町だとか、そういうところも広大なのに本当に手が回りにくいといったところなどは、数というよりも、どこに配置するかということも本当に考えていかななくてはいけないので、事業者任せにしていくと非常に厳しい部分があるということは、そこは今後、8期の話し合いをしていくところでも、数だけの問題ではなく、どのように生活をしていかれるのかというところをぜひ念頭に置いて議論を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、施設系の話を今ちょっとしてまいりましたけれども、一方で、政府が施設から住み慣れた地域でという言い方で在宅介護を推し進めているわけですが、果たして今のままで、在宅で十分安心して過ごせるのかということで、例えば、さっき中山議員の質問でも話題になりました定期巡回・随時対応型訪問介護事業ですね、これが始まったときは、北欧とかヨーロッパで24時間訪問担当のスタッフがずっと来てくれるので、施設じゃなくてずっと住めるんですよと、そんなモデルが示されて、それが東京のほうでモデル地区があり、実施され、ああ、これはすごいなと、これが本当にできたらいいなというふうに思ったけれども、実際には地方都市ではなかなか広がり

がなく、当広域連合内でも手を挙げる事業者がやっぱり少なかったと。さっきの説明でも、2つあったのが1つは休止して、現時点では1事業所という説明でしたよね。

それで、一方で今回の議会に提出されている予算関係資料では、平成29年度決算でこのサービスが690万円だったのが平成30年度には前年比127%の883万円、令和元年度はさらに前年比156%の1,377万円ということで、やっていたら実績は伸びているわけですね。つまり、ニーズがあるということは間違いのないときに、今展開されている事業者のところは、一体この広い広域連合内のどのエリアを対象に24時間訪問の事業をされているのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービスや随時訪問サービス、訪問看護サービスなどを適切に組み合わせて提供されるサービスであります。

定期巡回サービスの定期的とは、原則として1日複数回の訪問を行うことが想定されており、また、随時訪問サービスについては、随時の通報があつてから、おおむね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めることとされております。

小城市にあります定期巡回・随時対応型居宅介護看護事業所につきましては、これらを踏まえ、通常の事業の実施地域を小城市及び多久市東多久町の範囲とされております。

以上です。

○山下明子議員

ということは、先ほどさらっと1事業所と言われましたが、小城・多久地域だということは、大きな佐賀市、また東部地域ですね、神埼とか脊振まで含む、そういうところを考えたときに、この事業をすることが全然足りていないというふうになるわけなんです、この24時間定期巡回・随時訪問の事業を8期に向けてどのように位置づけて対応しようとしておられるのかという——やっぱり相当構えていかないと育てることもできない

しということになると思うんですけど、必要性を感じてはあると思うんですが、到底これでは追いつかないですよ、本当に在宅でといったときにですね。

1日何回と来てもらおうと、例えば、服薬管理とか、食事大丈夫ですかねとか、褥瘡どうですかねとか、そんなことを見に来てもらおうというのは、家族が離れていたりするときには本当に安心の基になるわけで、御本人も安心だと思うんですよ。それがやっぱり広域連合の中で、30分で駆けつけられる範囲でどれだけ整備をしていけるのかというところを、そういう目標をきちんと持ちながらいかないと、ただ誰か手を挙げてくれませんかというだけではとても無理だと思うんですけども、そこら辺について、次に向けての対応の考え方というのをどのように考えておられるのか、お示してください。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、全国で1,037の事業所があり、大都市がある都道府県を中心に整備が進んでいる地域密着型サービスでございます。

整備数が10事業所に満たない県が佐賀県を含め21もありますので、全国的に見ても、まだ普及しているとは言えないサービスであります。

本広域連合におきましては、第7期事業計画でこのサービスの整備を見込んでおまして、地域密着型サービスの公募で1事業所を選定し、第7期中に新規開設をされる予定となっております。

今後も定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ在宅生活を支えるサービスとされている小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス全体の整備の中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を検討していきます。

以上です。

#### ○山下明子議員

すみません。この整備計画を立てるときに、この事業に絞ってお聞きしますが、ここは必要だという——さっき、施設系の未整備地区に対してはこうしますという話がありましたでしょう。

それと同じような考え方で対応されるのか、それとも現実に手を挙げる事業所が少ない中で、あんまり大きな数字を上げてもしようがないから実際的なところで上げておきましょうというふうな考え方で、計画値を立てるときにどっちの立場で上げられるんですかね、その考え方は。

必要なところだという目標を設定して、そこに向かって何とか立ち上げを働きかけていくということしていくのか、いや、できそうなところから手を挙げるのを待ちましょうという立場なのか、ざっと言うとそういうところで、どういう立場で考えていかれるのかをお聞かせください。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

施設の整備計画につきましては、事業計画を策定する折に認定者数の伸びとか、受給率がどれくらい伸びていくのか、それからまた、サービスの種類ごとにどれくらい伸びていくのかということに基づき計画を作成してまいります。

その中で、サービスごとに申しまして、やはりこういった定期巡回型サービス等につきまして、サービスのエリアがどうしても広くなり過ぎるところはできにくいという現実もございますので、そういったところには、またほかの小規模多機能型のサービス等につきましても、地域密着型サービスを含めた中でニーズに添えていけるのだろうかということも含めていきながら、考えて計画を立てていくことでしております。

#### ○山下明子議員

ということは、総合的なやり方で、結果としてフォローできるようにしていきたいという思いは持っておられるということなんだろうと思いがら聞いたんですが、本当にサービスの目的とか、サービスの本質的な目的から見て、これはもう少し増やしたほうがいいのか、そういうのは多分出てくると思うんですね。実際にやれば、これだけ毎回120%、150%というふうに前年比伸びていくだけの、実は需要はあるんでしょうけれども、それを言っているのかどうか分からずに利用できていない人もひょっとしたらいるかもしれないとか、いろんなことを考えたら、本当はもう少しここは掘り下げて考える必要は私はあると思いますので、

今の答弁は答弁としながらも、ぜひこの点も勘案していただきたいと思います。第8期の検討の中でですね。

それでは、必要なサービスを受けられているのかということで、これもいつも問題提起しておりますけれども、サービスの利用において、経済的な理由で必要なサービスの利用あるいは施設入所、施設系サービスの利用などを控えているというケースがないのかどうか、その把握はできているかどうかについてお聞かせください。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護保険サービスなどを利用したときは、要介護状態区分に応じて限度額が決められており、その範囲内でサービスを利用する場合には、利用者の所得に応じて利用者負担が1割、2割、3割のいずれかとなります。

利用者負担が一定以上の高額になりますと、高額介護サービス費などの給付や、施設サービスでは特定入所者介護サービス費の給付がございます。

そのほか、生計が困難な方に対しましては、社会福祉法人による軽減制度や境界層措置などの利用者負担軽減制度がございます。こういった制度がありますので、サービスの利用を控えた、利用を取りやめたといった話については現在のところ聞いておりません。

以上です。

#### ○山下明子議員

今のところ、そういう控えたというのはないということなのですが、本当なのかなと。一生懸命我慢しているところもあるのではないかなという感じを持つ点があるんですね。

例えば、現役並み所得の場合は負担割合を増やすというふうな流れが今始まっておりますけれども、その現役並みという水準が実態にそぐわないという気がするんですね。高額介護サービスによって後で戻ってくるとしても、その時点その時点の支払いではやっぱり負担になりますし、あるいは居住系サービスを利用しようとしても、その負担がハードルになって利用をためらい、我慢して在宅で頑張って介護せんといかんと家族が抱え込んでしまう場合もあるというふうに聞いていま

す。

結局、所得200万円、300万円ぐらいの水準で高額だというふうに言ってしまうところが本当に合わないなど。本当に数千万円とか、1億円以上とか、そういった方たちもないわけじゃないでしょうしね。そういうところに対しての率と中堅ぐらいのところと一緒にたになって、みんなここからは高額ですというふうに言われてしまうあたりも非常に矛盾を感じるというそんな声もあります。

ですから、これは今、連合としてすぐにどうしろという話にはならないのかもしれないけれども、やっぱり負担割合の在り方についても、もっと高額な負担能力の部分をリアルに反映させる——上のほうの人は上のほうでという意味ですよ。下のほうの人は無理やり上に引きずられないようにするという意味のことでの負担の在り方ということをもっとやっていかないと、年金は減っていくし、消費税は上がったし、保険料も上がってきているしということで、高齢者になるにつれて増える要素がなくなるのに負担が増えていくというこの実情は絶対に食い止めていかなければ、必要なサービスがそのうち受けられなくなってしまうのではないかということには本当に不安があります。

生活保護の部署にもこの点について聞いてみたんですけれども、例えば、今いる入所しているところで、家族の方が少し負担しながら助けて、年金で足りない部分を家族が補填してみたいにしても、その家族がやがて年金生活になっていき、補填し切れなくなったときにどうなるんですかねと聞いたら、よっぽど高い高齢者住宅でなければ、家賃分を下げても、どうにか頑張って生活保護水準の家賃で受け入れてくれる施設もありますよみたいな、そんな話がちょっとありましたけれども、それはあくまでもその事業者の厚意によって受け入れてもらっているということになるし、社会福祉法人の負担も、結局社会福祉法人としての使命に乗っかっているやり方で、医療系の施設だったらそうはならないということで、そこに入っている人はやっぱり高額の利用を迫られてし

もうという矛盾があるわけですね。

だから、ここは本当に利用者の利用負担の在り方、それから施設の、やむを得ずそこに入らざるを得ない人たちがそこで利用料が負担になってしまうというやり方に関してどうあるべきかということについては、ぜひしっかり話の中に入れていただきたいと思うんですね。

どうも今までの介護保険の運営協議会だとかを傍聴していても、そういう話ってあんまり出てこない気がしております、いよいよ今、負担増の話が国の中でも出てきている中で、ぜひその観点は入れていただきたいというふうに思いますが、そのことは受け止めていただけますでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

利用者の負担等につきまして、まず、介護保険の制度に基づきまして御負担をいただくこととしております。

前回の計画策定の折にお話に上がったのは、やはり施設的なものとか、サービスが適切にあるのかとか、高齢者のひきこもりを防止する施策はないのかといった地域に関する御意見が多数ございました。

それにつきまして、負担につきまして、議員申されますように、高齢者の方につきましての負担は増えていくものかもしれません。ただし、現在のところ、所得状況に応じましての御負担をいただくという国の施策と、あとは福祉行政の受け皿について、こちらのほうとしてもおつなぎをいたしまして、運営のほうに当たっていきたいと考えております。

#### ○山下明子議員

議会でこういう意見が出ているんだということに関しては、ぜひ踏まえておいていただきたいというふうに思います。

それでは、ニーズに対応したサービス提供の受け皿や体制、人材の現状はどうなっているかということについて、平成30年8月議会で中島慶子議員の質問の中で、廃止事業所31件のうちの7件、それから、休止事業所30件のうち24件が人手不足を理由としたものだったという答弁がございましたけれども、現状はその点どうなっているの

か、お答えください。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

平成30年8月の中島議員の御質問に対しましては、平成29年度における実績をお答えしておりましたので、平成30年度以降についてお答えをいたします。

まず、平成30年度につきましては、廃止事業所24件のうち10件、休止事業所26件のうち21件が人員に関する理由で届出をされております。また、今年度につきましても、これまでに廃止事業所が24件のうち7件、休止事業所21件のうち12件が人員に関する理由で届け出られております。

なお、平成30年度については22件の事業所の新規指定を行い、本年度についても29件の新規指定を行っておりますので、サービス事業所数に大きな変動はないと考えております。

以上です。

#### ○山下明子議員

新規の認定があつているので、開設もあつているので、幸いなことに大きな変動はないということではあるんですが、運営している事業所が人員不足によって受け皿となり得なくなるというのは、本当に事業者にとっては悔しいことだと思うんですね。

当然そのしわ寄せというのは利用者、それから地域住民にかかってくるということになれば、人材不足をどう乗り越えていくかという点での問題は常に言われてきてはおりますけれども、改めて8期に向けての人材養成や人材確保に関する広域連合としての取組をどう考えておられるのか、お答えください。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護人材の確保につきましては、全般的に国や県の施策として位置づけられております。

介護職への人材を呼び込む事業などの県が実施する総合的な取組や、佐賀労働局が行う労働災害防止計画の推進による介護現場の労働環境改善の取組に対して、介護保険者として協力・連携を行っていくこととしております。

本広域連合における介護人材の確保に向けた取組といたしましては、従来の処遇改善加算制度に

加え、昨年10月に新設された介護職員等特定処遇改善加算の活用を促進し、介護人材の離職防止、定着促進を図っていきたいと考えております。

次に、本広域連合における人材の育成につきましては、ケアマネジャーを対象として、本広域連合主催の研修会を開催しているほか、佐賀中部介護支援専門員協議会との共催による研修会も実施しております。また、平成30年度からは介護支援専門員地域同行型研修についても実施しております。

今後も介護保険の利用者がより質の高いサービスを受けられるように、ケアマネジャーの育成、資質向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

#### ○山下明子議員

本当にここはどこ地域でも切実な課題となっていることは間違いないので、国を挙げての対応というのはもっとしっかりやってもらわないといけないし、介護報酬が利用者の負担増につながるような形での処遇改善がしっかりされるようにということをより強く求めていっていただきたいし、本当に議会としてもそのことは強く言っていききたいことではないかというふうに考えております。

それでは、2つ目の項目の介護者への支援のことについて二、三伺っていききたいと思いますけれども、最後、介護離職者ゼロについての取組の答弁はあっておりました。

これも今あるサービスを組み合わせながらということと、あるいは施設系のサービスを厚くするようということの2つの側面から答えていただいたと思うんですけども、令和元年6月20日に開かれた社会保障審議会の第78回介護保険部会で介護離職者約10万人の地域分布という——ちょっと手元になくて申し訳ないんですが、資料が出ました。

これはホームページでも出るから皆さんも御覧になっていると思うんですけども、この介護離職者約10万人の地域分布で、佐賀県は高知県、鳥取県、福井県に次いで介護離職者が少ないという数字になっているんですね。突出して——突出

と言ったら変ですね、突出の逆、本当に低いんですよ。

それで、そもそも10万人がどこの地域に分布しているかという数字ですから、少し資料の性質も加味しておかなくてはならないと米印で注釈もありましたけれども、ただ、介護離職者が少ないということは、サービスが充実しているというふうに単純に捉えることができるのかどうか、我慢して働いているのではないかというふうに考えることもできると思うんですけども、広域連合においては、この実態というのをどのように把握されているでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

介護者の状況につきましては、介護保険事業計画策定の際に実施する高齢者実態調査がこれを把握する機会になると考えております。

第7期介護保険事業計画策定の際に高齢者実態調査においては、介護者に関するものとしては、主な介護者が誰なのか、主な介護者の年齢、介護をする上で困っていることなどを質問しております。しかし、この調査では介護者の状況に踏み込んだ質問まではしていませんので、現状では介護者の状況までは把握をしておりません。

そこで、第8期介護保険事業計画策定のために新たに取り組んだ在宅介護実態調査においては、介護のために離職した家族がいるのか、介護者の就労状況、介護のための働き方の調整、介護と仕事を両立するために必要な支援といった項目についての質問をし、介護者の状況を把握するように努めております。

以上です。

#### ○山下明子議員

ということは、今度の計画に向けた実態調査の中で新たに介護している人の実像に迫る項目が出てきたということで、まだ結果がまとめられていないということなんだなということですよ。

話を聞くだけの状態に今なっているかとは思いますが、その実像にいかにか具体的に迫っていくかということが大事だと思いますので、抽出の調査だったとは思いますが、そこだけにとどまらず、設定された項目を頭に入れながら、地域

での包括ケアの相談に乗るとか、そういったようなことのあるときにもそこら辺をぜひ考えておいていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、テーマに掲げておりました多重介護の問題なんですけれども、今、少子高齢化に向かう中で未婚の方も増えていると、それから一人っ子も多いと。私も一人っ子なんですけど、そういう未婚の方や一人っ子が親の介護を担うケースだとか、あるいはまた、晩婚化によって子育てと介護が同時進行で迫ってくる方、それから、自分の親と配偶者の親と、さらには配偶者までも介護をしなくてはならないというふうなダブル、トリプルの介護のケースというのが出てきております。

そうした中で、本当に一人で苦勞を抱え込んでしまって、介護疲れによる自殺ですとか、あるいは介護殺人といった痛ましい事件も残念ながら各地で起きております。

昨日の新聞では、双子や三つ子など多胎児を育てる世帯に対しての支援策を強めますよという国の方針が報じられておりましたけれども、当然介護者においても多重介護者への支援というのが必要となると思いますが、中部広域連合としてのここについての認識や支援策はどのようになっているのでしょうか。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

高齢化の一層の進展と人口減少社会への突入によりまして、国の統計においても、高齢者のみの世帯の増加のみならず、親と未婚の子のみの世帯の割合も年々高くなるなど世帯構造が大きく変化をしております。

このような状況の中、両親を介護する介護者など介護者が抱える支援課題も多様化しています。

本広域連合といたしましては、両親を介護する介護者など多重介護者への支援につきましては、まずはレスパイトケアを含む適切な介護サービスの提供が介護者の負担軽減につながるものと考えております。

そして、利用者も多重介護者の状況に応じた適切な介護サービスを提供するためには、世帯の状況や支援課題の把握などケアマネジャーのアセスメント力などのさらなる向上が重要性を増すと考

えます。そのため、ケアマネジャーを対象とした研修会実施のほか、各地域包括支援センターで実施している地域ケア会議では、ケアマネジャーの実践力の向上を目的の一つとして、その充実に取り組んでおります。

また、利用者本人のみならず、多重介護者が抱える支援課題を多職種の視点と関係機関とのネットワークの中で検討するなど、地域ケア会議を介護者支援を検討する場として活用することもできると考えております。

そして、構成市町におきましては、高齢者見守りネットワーク事業所に取り組んでおりますが、この民間企業も巻き込んだ見守りネットワークはサービス利用の有無にかかわらず、多重介護などの課題を抱えた世帯の発見など地域における見守り機能を期待できるものと考えております。

以上です。

#### ○山下明子議員

今、いろいろな方策、それから、いろいろな会議の場を検討の場としていくこと、ネットワークの件など述べていただきました。そういうことも本当に重ねていきながら、同時に昨年の8月定例会で認知症の当事者と家族介護者への支援というのを求めたときに、当事者を孤立させないための相談や情報提供が求められるということの話になったと思うんですが、この場合でも同じようなことだと思うんですけども、サービスを受けている人はケアマネジャーとの接触だとか、事業所との接触である程度見えてくるところもあるかもしれないけれども、じゃ、そこにつながっていない人まで含めながらのことも視野に入れながら、情報提供ですとか、相談窓口だとかということが大事になってくるのではないかなと。当事者の会だとか、いろんなことが見えてくれば、私も一人ではないというふうに思えるということもあるかもしれないので、そこら辺での相談窓口や体制についてはどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、域内23か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者や介護者の相談窓口とし

て日々相談支援に努めております。

そして、地域包括支援センターで実施する総合相談支援は、高齢者のみならず、多重介護者などの多種多様な課題を抱える介護者の相談を受け、適切な制度やサービスにつなぐことを目的としております。

ただし、介護保険制度だけでは解決できない子育てや障がい福祉、生活困窮等、多重課題を抱える世帯の相談につきましては、市町等の専門窓口につなぎ、当該部署において専門的な相談対応を行うことが必要であると考えております。

今後も地域包括支援センターの総合相談を窓口として周知広報や機能充実に努め、高齢者のみならず、その介護者の支援に努めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○山下明子議員

そういう地域包括支援センターの窓口が皆さんにとって身近で分かるということになっていけば、そういうことでいいと思いますが、私たちは割とそうなんだと思っても、案外地域に出ていくと知られていないという部分が意外にあったりするんですね。だから、そこがもっと身近になるよということと、また、そこにいろいろな民間レベルとか、自主的なサークルだとか、当事者のサークルだとか、そういう動きがあったら、そういうところの情報がちゃんと提供されるような、紹介するような仕組みだとか、そういうこともぜひ考えていただき、介護する人が孤立しないような対策をぜひ強めていただきたいというふうに思いますけれども、最後にその点いかがでしょうか、お聞きして終わりますが。

#### ○一番ヶ瀬新認定審査課長兼給付課長

高齢者の各御相談につきましては、先ほど申し上げました地域包括支援センターのほうで相談を受けております。

やはり地域包括支援センターを御存じない方もいらっしゃるということで、それにつきましては、これからもおたっしや本舗の——おたっしや本舗と申しますが、それにつきましてはの周知等もこれからは図っていきたいと考えているところでござ

います。

#### ○山下明子議員

地域包括支援センター、私がさっき言ったのは、支援センターのお知らせもですが、そこでいろんな情報も提供できるように、民間の動きも情報もお知らせできるような仕組みを考えていただきたいということを求めていたことでした。多分通じているんだろうと思いますので——ということで、これで質問を終わります。ありがとうございます。

#### ○堤正之議長

これより休憩いたしますが、本会議は13時30分に予鈴でお知らせいたします。

しばらく休憩いたします。

午後0時25分 休 憩

令和2年2月10日(月)

午後1時31分 再開

出席議員

1. 中島慶子	2. 田淵厚	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 中村宏志
10. 西岡真一	11. 久米勝也	12. 野中康弘
13. 川副龍之介	14. 久米勝博	15. 重松徹
16. 堤正之	17. 中山重俊	18. 武藤恭博
19. 平原嘉徳	20. 山下明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	伊東博己
監査委員	力久剛	会計管理者	成富典光
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	片淵義孝
消防副局長兼通信指令課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	高田義博	消防課長	山口和俊
佐賀消防署長	野田博嗣		

○堤正之議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

○白石昌利議員

神埼市の白石です。質問事項は、消防予防行政における防火安全対策についてということで4項目質問をいたします。

まず初めに、世界遺産の一部を構成する首里城の火災及び京都市伏見区アニメ制作会社が放火され、火災が発生した事案は、火災、そして煙の怖さを再認識することとなりました。

過去の多くの死亡、負傷者を出した火災事例を数件挙げれば、1973年、熊本市で発生した百貨店火災、1982年、東京都永田町で発生したホテル火災、また、2001年には東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビルで発生した火災、2009年には群馬県渋川市老人ホーム火災が発生しており、また、2013年には福岡市博多区の整形外科医院で発生した火災がありました。これら、どの事例も建物並びに維持管理に消防法違反が指摘され、消防当局より安全指導を受けていたということが火災後の調査などで判明しています。しかし、事例の火災事故で死亡、または負傷された方々は、その建物が違反や維持管理に不備があることは知らず、安全な建物として安心して利用されていたに違いありません。違反している建物を知らないうちに利用していることがあるかもしれないと思うと、これは怖いことではないでしょうか。病院や福祉、宿泊施設、公共施設などは違反していないだろうと安心して利用してしまうので、違反の建物があるとすれば、特にこれは知りたい情報です。

そこで、佐賀広域消防局管内で不特定多数の人が出入りする建物で、人命に多大な被害を出すおそれのある重大な消防違反がある対象物の公表並びに情報公開状況を伺います。

次に、消防が行う火災予防業務には、消防同意、建築物検査、危険物施設の許可、火災予防査察、防火・防災管理指導など多くの業務がありますが、特に法令違反に対する行政処分などを踏まえると、より専門的で高度な知識及び技術を有する人員の、また職員の育成確保が必要となると考えます。

そこで、火災予防業務を取り巻く環境が高度化、専門化が進んでいることを踏まえた消防職員の人材育成状況を伺います。

3点目は、火災発生時に非常ベルの音を聞き取ることができない聴覚障がい者に迅速な避難を促すため、総務省消防庁が光の点滅で緊急事態を知らせる光警報装置に関する初のガイドラインをまとめた報道などで知りました。駅や空港、福祉施設など公共の場への設置を求める内容で、既に全国の自治体に通知されたとも聞きました。

そこで、聴覚障がい者に迅速な避難を促すための点滅で緊急事態を知らせる光警報装置の設置に係るガイドラインを総務省消防庁が設定されていますが、佐賀広域消防局管内では、現在、どのような取組をされているのか、伺います。

最後の事項は、消防庁は住宅用火災警報器を未設置の場合と設置済みの被害の比較を発表され、設置済みの場合は死者数が4割減少、損害額も4割程度減少しており、住宅用火災警報器の設置普及で多くの資産損失や人的被害を減らしているという効果を実証されているということでした。しかし、住宅用火災警報器設置義務化から10年が経過し、機器の電池寿命や電子部品の劣化が進んで、住宅用火災警報器を設置しているにもかかわらず、電池切れに気づかないまま放置している状態であるということが現在、最も危惧されているとも言われています。

そこで、2006年設置義務化から10年が経過した住宅用火災警報器の維持管理に関する佐賀広域消防局管内での広報周知活動の状況を伺います。

○高田義博予防課長

議員御質問の4項目につきましてお答えさせていただきます。

まず、1番目の重大な消防法令違反がある防火対象物の公表制度についてでございますが、この制度は平成25年12月に消防庁次長から発出された通知によるものでございます。

制度の概要を申し上げますと、我々消防職員が飲食店やホテルなど不特定多数の方が利用される建物に立ち入って、火災予防に関する検査を行った結果、重大な消防法令違反があることを確認し

た場合には、建物の所有者等に対しまして是正するよう指示を行うこととなっております。しかしながら、その指導に従っていただけないケースもございます。こうした場合には、是正に至るまでに相当の時間を要することとなるわけですが、そうしている間にも一般の方々は建物の危険性について知らないまま利用することになってしまいます。

こうした状況を踏まえまして、火災の危険性に関する情報の中でも、特に重大な消防法令違反があると認められる事項につきまして、早期に建物の名称や所在地などを本局のホームページにおいて公表するものがございます。このことにより、利用者自らがその危険性に関する情報を入手することができることとなり、その建物を利用するかどうかを自分で判断ができるようにする制度となっております。本局では平成29年2月に火災予防条例の一部改正を行い、同4月から制度運用を開始したところでございます。

公表の状況でございますが、平成29年度4件、平成30年度4件、令和元年度1件となっております。なお、平成29年度と平成30年度に公表した建物につきましては、既に是正が完了しております。

本制度は、建物の利用者に対する情報提供を主たる目的としたものでございますが、建物の所有者等の防火安全意識の向上にも効果がある制度であると考えております。

次に、2番目の職員の人材育成についてでございますが、議員御指摘のとおり、予防業務を行う上では、関係法令に精通することはもちろんでございますが、複雑・大規模化する建築物や高度化する防災設備にも対応していく必要があることから、以前にも増して、より専門的な知識が要求されております。

さらに最近では、多くの人命が犠牲となった火災や社会的に影響が大きい火災が発生した場合、このような火災が再発することを防止すべく、法令改正がなされてきました。

このように、予防業務を行う上では、目まぐるしい法令改正にも順応していくことが求められます。

そのような中で、本局に限らず、全国の消防本部でも同じような対応が求められており、さらには、職員の世代交代が進んでいることなどから、知識、技術の伝承による人材育成が課題となっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、本局の予防業務に係る人材育成への取組についてでございますが、その一つとして、外部機関での研修がございます。具体的には、消防大学校や消防学校で行われます予防業務に特化した専科教育のほか、大阪市や北九州市、福岡市など、先進的な取組を行う消防本部に職員を派遣した研修も行っております。こうした研修を受講した職員につきましては、最新かつ高度な専門的知識を身につけていることから、指導的な立場として各職場における人材育成に携わっているところでございます。

次に、内部研修としましては、各消防署の署員を集めまして、本部予防課の職員が主体となり、建築、危険物、査察業務などに関する研修を年に3回程度定期的の実施しております。また、法令改正に係る研修会につきましては、必要に応じて随時実施しているところでございます。

さらに、各消防署におきましても、予防業務に習熟した職員が講師を務め、実質的な研修を随時行っているところでございます。

このほか、火災予防に関する高度な知識、技術を習得する予防技術検定の取得促進や、今年度から新たな取組としまして、日頃の立入検査の技術を披露する査察技術模擬訓練を初めて実施しました。その結果、査察のポイントや接遇の重要性などにつきまして、職員が再認識することができたことから、今後も継続して実施する予定としております。

このように、本局では様々な方法を用いまして、今後も予防業務に関する人材育成に努めてまいります。

次に、3番目の御質問にお答えします。

平成28年9月に総務省消防庁予防課長より発出された光警報装置の設置に係るガイドラインにおいて、大規模施設や聴覚に障がいをお持ちの方が主に利用する福祉施設などには、努めて自動火災

報知設備への光警報装置を付加することが望ましいと記されています。聴覚に障がいをお持ちの方への対応といたしましては、避難口に点滅式誘導灯を一定規模以上である不特定多数の方が利用する施設には設置指導を行ってきたところです。

一方で、自動火災報知設備に係る光警報装置につきましては、比較的新しい設備であることから、設置指導までには至っていないのが現状です。設置につきましては、法的規制がないため、建物所有者等の努力義務となりますが、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心して御利用いただける施設となるよう、今後、建築確認申請の事前相談や既存の防火対象物の改修などの機会を捉えて、国のガイドラインに沿った設置を指導していきたいと考えております。

最後に、4番目の御質問にお答えします。

住宅用火災警報器につきましては、平成18年6月1日に設置が義務づけられて以来、様々な機会を捉えて普及に努めてまいりました。令和元年度における本局管内の設置率につきましては75.3%となっております。議員の御質問である維持管理に関する広報活動については、本局ホームページや連合だより、構成市町の広報紙への掲載をはじめ、ラジオなどマスメディアの活用のほか、各種イベントなどの機会を捉えて広報用ポスターやポケットティッシュを配布するなどして実施しております。

総務省消防庁が示す具体的な内容は、定期的な作動確認、機器の変形や汚れがないか、また、電池が切れていないかの確認を行い、これらに異常が見られる場合には、機器本体を取り替えることを総務省消防庁は推奨しております。今後とも、設置率向上へ向けての啓発活動と併せて、維持管理についてもさらなる周知活動を行っていくこととしております。

#### ○白石昌利議員

それでは、4項目について答弁をいただきました。各項目ごとにこれから一問一答で再質問をさせていただきます。

まず1番目の重大違反に係る公表の状況ということで御答弁をいただきました。答弁の内容にあ

りましたように、火災の危険性に関する情報の中でも、特に重大な消防法令違反であると認められた事項について、早期に建物の名称や所在地などを本局のホームページにおいて公表するというところで、既にこれについては実施されているという回答になっていたと思います。

私は冒頭で言いましたように、やはりこういった危険性というのは利用者が自らそういった情報入手し、そして自ら自分の命は自分で守るというような判断ができるようなそういった制度、また、それが有効に使えないといけないというふうに思っております。

平成29年2月に火災予防条例の一部改正を行って、そして制度の運用を開始し、平成29年度は4件、平成30年度はまた4件、そして令和元年度は1件と、やはりそういった公表していくことによって管理者の認識、意識も変わり、件数もそういった違反建築物が減っているということは、利用者にとっても安全なこの佐賀広域消防局管内で安全な建物、施設ができ上がっているということで本当に安心をするところでございます。

ここで、再質問のまず1番目になるわけなんです。先ほど答弁の中で、特に重大な消防法令違反と認められる事項について公表するとお答えをいただきました。具体的にこの重大な違反となるというものはどういったものか御説明いただきたいと思っております。

#### ○高田義博予防課長

公表の対象となる重大な法令違反につきましては、不特定多数の方が出入りする建物におきまして、建物の使用用途や規模に応じて設置が義務づけられています消防設備のうち、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、この3つの設備の未設置及び機能不良が公表の対象となっております。

#### ○白石昌利議員

その重大違反の内容について御答弁をいただきました。私が、これも冒頭で言いましたように、これまで起こった様々な利用者が亡くなったり、負傷されたりするような重大な火災事故、これの要因としては、やはりこういった自動火災報知設

備、屋内消火栓設備、スプリンクラーというのが上がっていたというふうに記憶しております。

また、特にこの自動火災報知機というのは、早期に火災を発見するもの、また、このスプリンクラーの設備であっても、早期に火災が発生したときに、またこれも同じく早く消火に当たる、自動的に消火に当たるということで、これは火災の延焼を防ぐ大きな効果を発揮する設備だと私は思っておりますので、こういったものの設備の重大違反、これはやはり広域消防局のほうでもしっかりと指摘をしていただき、こういった対象物があるのであれば、早目にまた公表をしていただき、利用者の安全を図れるようにしていただきたいというふうに思うわけなんです、この重大な違反、これは消防局がいろんな形でこういった違反を知り得るということになると思うんですが、私はこういった違反を早く知り得たならば、この情報をできるだけ早く公表しないといけない。それを知らないで利用した人が、この公表が遅れば遅れるほど被害を受けてしまうような状況があると思います。

それでは、消防局が違反を知ってから公表するまで、通常どのくらいの日数を要しているのか、御説明ください。

**○高田義博予防課長**

立入検査の結果を書面で通知した日の翌日から起算しまして14日を経過した日を公表予定日としております。

**○白石昌利議員**

今、起算して14日ということで答弁がありました。これ、ちょっと再考するような質問になるかと思うんですが、利用者の方を考えると、この14日間はやはり知らされず、情報を得ることもなく、利用者は使ってしまう。そういったことを考えると、一日でも早くこういった公表というのは必要があると考えますが、この公表、もう少し早く佐賀広域消防局としてはできないものか、こういった事情でこういった14日となっているのか御説明ください。

**○高田義博予防課長**

この14日間という日数につきましては、平成25

年12月に総務省消防庁予防課長から発出された本制度の運用通知において示された日数でございます。これは公表する内容の精査など、本制度を公正かつ確実に実施するために必要な日数であると考えております。

**○白石昌利議員**

答弁にありました、これは公正かつ確実に実施するためには必要だと。確かにこういった大事な情報ですから、間違っただけで公表、また、公開してしまったら、これは大変なことですので、そういった事情であるならば、14日間というのは仕方ないというふうに判断せざるを得ないと思うんですが、何度でも言うようですが、やはり利用者は何も知らないでそういった建物を使用して、そういった火災、こういったものに巻き込まれ、これは大変なことになるとお思いになられると思いますので、ぜひこういった制度を有効に使って情報公開、利用者、広域管内の住民にしっかりと伝えていただくようにしていただきたいと。また、こういった検査もしっかりとやっていただいて、細かいそういった重大なミスを見逃さないようにしていただきたいというふうに強く思うところです。

また、ホームページで公表されているということで、3年前からやっておられるということでお聞きしましたが、現実、本当私も認識不足で申し訳なかったんですが、ホームページでそういうようなものが公開されるということを私自身も知りませんでした。ということは、もっと多くの広域管内の住民の方々も、ホームページでこういったものが公開されているというのはやはり知られる方はまだまだ少ないかと。せっかく、今、佐賀広域消防局がこういった情報公開、利用者のための情報公開をやっているのであれば、こういったことをやっているんだよというのをもっともっと多くの方に知っていただいて、もっと目にしていただくような、そういった手はずも、手だてもぜひやっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、項目を変えまして、予防業務に係る人材育成ということで質問をさせていただきます。

これも先ほどの重大違反のことにもつながって

くるかと思えます。やはり消防局職員がそういったものを発見する、そういった立入検査、査察でそういったものを見つける、そういったことにはやはり知識を、しっかりとした知識を持っていないと見つけることもできないし、また、そういった管理者に指導することもできません。だから、この人材育成というのは、私は非常に大変なことだと思っております。

また、そういった中で、答弁の中では課題もしっかりと認識しておられるなというふうに思っています。複雑・大規模化する建築物や高度化する防災設備に対応していく必要がある、こういった課題も認識されておられますし、また、予防業務を行う上では目まぐるしい法令改正にも順応していくことだということで、こういったことも課題として挙げられておりますので、こういったものもしっかり課題と思って取り組まれているということは逆に安心をしております。

また、取組の中でも、答弁の中でありましたように、予防業務に習熟した職員が講師を務め、実務的な研修をやられている。私はこれは本当にいいことだと思います。やはりこれまで長年、消防業務に携わられた職員が、今まで得た知識、そういったものをしっかりと若い職員さん方に学んでいただく。講師としていろんな自分の知識を伝えてあげる、これは大変大事なことだと思いますので、こういった研修もしっかりとやっていただきたいと同時に、また、本年度から新たな取組として日頃の立入検査の技術を披露する査察技術模擬訓練というのも始められたということで、こういったこともやはり職員の方々の大きな知識向上、資質の向上、また、そういった査察、立入検査に行ったときのそういった活動に十分、業務に役立つんじゃないかというふうに私は、今、こういった研修がやられていることを答弁で聞きまして、これもちょっと安心をしたところです。

この答弁を聞いて、ああ、なるほどだなと思ったのは、実はこれも私この頃知ったことなんですけど、この研修を通してだと思うんですけど、総務省消防庁から予防業務優良事例表彰というのを受けているということをちょっと聞きました。

やはりこれまで佐賀広域消防局で火災予防業務に関する様々な研修、やっぱりこういった人材育成に取り組まれた結果ではないかと思うんですが、ちょっとすみません、教えてください。この予防業務優良事例表彰というのは、こういった表彰を佐賀広域消防局は受けられたんでしょうか。

#### ○高田義博予防課長

予防業務優良事例表彰とは、総務省消防庁において、平成28年度から新たに創設されたものでございます。内容としましては、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち、他の団体の模範となる優れたものについて表彰し、予防行政の意義や重要性を広く周知するとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的としたものでございます。

この中で、平成28年度の第1回では、「職員全員で取り組む予防業務体制の構築」を紹介した事例が、そして平成30年度の第3回では、「セルフガソリンスタンドに対する無通告による夜間査察」を紹介した事例でそれぞれ優秀賞を受賞いたしました。

受賞数としましては、全国720を超える消防本部のうち、第1回では12本部が、第3回では14本部が受賞を受けております。本局が受賞した2つの事例につきましては、いずれも立入検査による指導を根気強く継続して実施したことによりまして、法令違反が減少し、関係者の法令遵守に対する意識向上が図られたことが評価されたものと考えております。

#### ○白石昌利議員

2点表彰を受けられたということで、私はこれはすごいなと逆に思いました。この平成28年、「職員全員で取り組む予防業務体制の構築」、これはある意味、職員皆さんが予防業務に精通するという意味では、全員がそれに携わるということは本当にこういった予防業務の業務の中での資質の向上、これに十分つながっていくことだと思いますので、これは今後もしっかり続けてやっていただきたいというふうに思います。

また、「セルフガソリンスタンドに対する無通告による夜間査察」ということで、これは本当、

ある意味驚きました。この無通告による夜間査察と。最近、やはりこの無通告というのはなかなかできないんですね。やはり通告されてからの査察というのが大体多いので。しかしながら、通告してしまいますと、事前にそういったところ、いろんな形で本当の姿が見れないということになりますので、この無通告の夜間査察をされているということは、やはり職員の皆さんが行ったときにそういったきちとした査察状況のことができる、業務内容を精通されているからできることであって、やはりこういったものを表彰されたということは、佐賀広域管内に住む住民は本当に安心できる表彰だなというふうに思っております。

それで、私はせっかくこういった表彰、全国表彰、こんななかなかどこでも受けられないんですよ。こういった表彰を受けられているのであれば、もっともっと、せっかくなら知ってもらいたい。広域管内の住民の方に。私すらこれ、この頃知ったぐらいで、いいことはいろんな手だてを使って知っていただくと、住民は佐賀の広域消防局は私たちの安全・安心を守るために日々こういった活動をしてこういった表彰を受けられているんだなというふうなことをきっと思って、そういった消防局の仕事に理解していただけたと思います。ぜひいろんな手だてがあるかと思しますので、こういった表彰をされたということをぜひ皆さんに知ってもらう手だても何かやってください。ぜひお願いをいたします。

あと、3番目の聴覚障がい者に対応するための光警報装置の設置なんですけれど、これも答弁の中では今の状況は分かりました。しかしながら、皆さんよく考えてください。私たちは今、健常者の方は目も耳もしっかり分かります、聞こえます、見えます。そういった方がいざ何かあったときに、今、火災警報器とかいろんな形で音が鳴っても十分把握をすることができるわけなんですけど、聴覚障がい者、要は耳が聞こえづらい、聞こえないという方々のことを考えれば、現在の消防設備で設置されている警報というのはほとんどが音です。そう考えると、聴覚障がい者の方、いざというときは大変怖い思いをするのではないのでしょうか。

だからこそ、そういったガイドラインができて、今、こういった設置に向けてやってくださいよということが出ていると思います。ですから、この広域管内においても、やはりこれはお金がかかることから、まだ義務化にもなっていません。だから、民間にはなかなかすぐにはしてくださいというのは厳しいかも分かりませんが、まずもって自治体、市、町、私どもの佐賀広域管内の自治体の公共施設、特に大型施設なんかについては、リニューアルとか、また、建て直しとかする際には、率先してこういったものをつけて、設置されて聴覚障がい者が安心してその施設を利用できる状況を構築できるようにぜひ指導を積極的に行っていたきたいと思います。課長いかがでしょうか。

#### ○高田義博予防課長

議員おっしゃるとおり、今後十分聴覚障がい者並びに障がい者の方のためにもしっかり検討して説明をしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○白石昌利議員

この光警報装置というのは、聴覚障がい者を中心に考えられたガイドラインだと思うんですが、まだまだ障がいを持った方はいろんな形の障がい者がおられると思います。ぜひいろんなことを考えてみてください。どういったもの、これからも火災が起きたときに、そういった方々の命を守れるんだ、安全に避難できる、消防、行政指導というのはどういったものがあるかというのをぜひ考えて、こういったものについてもどんどん指導をしていただきたいと思います。

最後の再質問になるわけなんですけど、住宅用火災警報器についてです。

これも普及率としては75.3%と、大変高い数値になっています。大変普及しています。しかしながら、2点だけ私申し上げさせてもらってよろしいでしょうか。1つは、これも冒頭で言いましたように、これの維持管理です。やはり設置されて10年たっているもの、また、10年以上たっているもの、10年を迎えようとしているもの、様々今年数が多くたっているものがあります。そういったものについて、やはり答弁でもありましたよう

に、電池切れとかいろいろな障害が発生しております。これも消防庁が発表しているわけなんです、住宅用警報器を設置しているにもかかわらず、住宅火災が発生して、そのときに警報が鳴らなかった。これは過去5年間で600件ほどあったというように事例もあったそうです。こういったことが実際起きているわけなんです。せっかくつけているんだけど、鳴らなかった。これでは何もならないんですよ。でも、つけている人たちは、もうつけたから安心だよと思っているんですよ。だから、間違った考えをなされないように、適切なそういった維持管理の情報というのもしっかり流す必要は私はあると思います。

それともう一点、つけています、七十何%、80%近くは設置されています。果たして設置場所、適切な場所につけられているのでしょうか。消防の設置基準としては、条例で義務づけられている設置場所、基本的には寝室、また、寝室がある階の階段上部ということで設置義務がされているわけなんです、果たして皆さんこれを分かってつけてあるのか。1個つけているから、もうそれで大丈夫だよ、逆にその1個を台所につけているから大丈夫だよ、設置しているんだよとなっていないのでしょうか。これは煙が寝室に入ってきたときに早く気づいてもらうために寝室に煙探知機、今、煙が大変怖いものになっています。ですから、それを早く知ってもらうために寝室につけてくださいよ、寝ているときに気づいてもらうようにということで階段、寝室ということで今義務化がされているわけなんです、そういったものが十分、設置されている方が分からず設置されているということもあるかと思えます。ですから、今言いました2点、探知機の劣化とか電池の寿命とかこういったものの周知、また、設置場所についての周知、これも改めて消防局のほうで広域管内の住民の方々にしっかりと広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○高田義博予防課長**

御指摘のとおり、今後、設置場所及び維持管理、点検についてもろもろの機会を通しまして指導していきたいと思えます。

以上です。

**○白石昌利議員**

佐賀広域消防局の皆さんの日々のそういった業務の頑張りが、管内の住民を安全・安心に守っていただくことになりますので、ぜひよろしく願います。

以上をもちまして質問を終わります。

**○堤正之議長**

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎ 議案の委員会付託

**○堤正之議長**

これより議案の委員会付託を行います。

第2号から第9号議案は、お手元に配付いたしております委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会付託区分表

**○介護・広域委員会**

第2号議案 令和2年度佐賀中部広域連合一般会計予算

第3号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算

第5号議案 令和元年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第3号）

第6号議案 令和元年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）

第8号議案 佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第9号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

**○消防委員会**

第4号議案 令和2年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算

第7号議案 令和元年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号）

◎ 散 会

○堤正之議長

以上をもって本日の日程は終了しました。

次の会議は2月14日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時14分 散 会

令和2年2月14日（金）

午前10時00分 開議

出席議員

1. 中島慶子	2. 田渕厚	3. 松並陽一
4. 諸泉定次	5. 白石昌利	6. 原口ひさよ
7. 森田浩文	8. 多良光英	9. 中村宏志
10. 西岡真一	11. 久米勝也	12. 野中康弘
13. 川副龍之介	14. 久米勝博	15. 重松徹
16. 堤正之	17. 中山重俊	18. 武藤恭博
19. 平原嘉徳	20. 山下明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	伊東健吾	副広域連合長	伊東博己
監査委員	力久剛	会計管理者	成富典光
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
副局長兼総務課長兼業務課長	石橋祐次	消防副局長兼総務課長	片渕義孝
消防副局長兼通信指令課長	高島直幸	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	高田義博	消防課長	山口和俊
佐賀消防署長	野田博嗣		

◎ 開 議

○堤正之議長

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑

○堤正之議長

日程により、第2号から第9号議案を議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

令和2年2月10日佐賀中部広域連合議会において付託された第2号、第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和2年2月14日

介護・広域委員会委員長 白石昌利  
佐賀中部広域連合議会  
議長 堤正之様

消防委員会審査報告書

令和2年2月10日佐賀中部広域連合議会において付託された第4号及び第7号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和2年2月14日

消防委員会委員長 川副龍之介  
佐賀中部広域連合議会  
議長 堤正之様

○堤正之議長

これらの諸議案について、お手元に配付いたしておりますとおり、審査報告書が提出されました。

委員長の報告を求めます。

○白石昌利介護・広域委員長

皆さんおはようございます。介護・広域委員会委員長の白石でございます。介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告を申し上げます。

第2号議案 令和2年度佐賀中部広域連合一般会計予算について、委員より、介護認定審査会費において、予算額が前年度より約1,750万円少な

いことに関し、認定審査などの状況がどうなっているのかという質問があり、これに対し、執行部より、認定の有効期間が最長3年に延びたことにより令和2年度は更新申請が減少するとの答弁がありました。

これに対し、委員より、高齢者は状態が変わりやすいが、認定の有効期間が延びたことで、要介護認定に変化があるのかという質問があり、これに対し、執行部より、要介護認定の変更申請について、有効期間が延びたことで、その割合が増えるの見込んでいたが、大幅に増えている状況ではないと答弁がありました。

また、歳入の財政調整基金繰入金において、前年度より500万円増額していることについて、どのような判断なのかという質問があり、これに対し、執行部より、財政調整基金の目安としては、約6,000万円が妥当と考えており、この考え方により財政調整基金繰入金の予算額を判断していると答弁がありました。

第3号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より、保険給付費において、予算額が前年度より約15億円伸びているが、給付費の傾向はどうなっているかという質問があり、これに対し、執行部より、認定者数の伸びによる給付費増は約6億円程度で、そのほかは消費税増税に伴う報酬改定や施設整備などが原因である。介護予防事業を10年以上実施していることもあり、要介護認定者数の伸びは、介護保険事業計画で見込んだ数より鈍化していると答弁がありました。

これに対し、委員より、介護予防事業には今後も力を入れるようにとの意見がありました。

また、介護保険料において、減免の状況はどうなっているかという質問があり、これに対し、執行部より、令和元年度の介護保険料の減免件数は、12月末現在で13件で、そのうち8月の大雨による災害減免が佐賀市と多久市で7件となり増加したと答弁がありました。

これに対し、委員より、減免の件数が全体的に少なく、災害減免についても小城市がゼロになっているなど、減免の条件や制度周知などについて

検討すべきとの意見がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第3号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より、介護保険料が高くなっている中、介護保険料の減免件数が他都市と比べても少ない状況で、また、他都市では介護サービス利用料の独自減免に取り組んでいるところもあり、佐賀中部広域連合でも介護保険料などの負担軽減対策をもっとやっていくべきとの観点から可決することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第2号、第5号、第6号、第8号及び第9号議案は全会一致で、第3号議案は賛成多数でそれぞれ原案を可決すべきものと決定をしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

#### ○堤正之議長

なお、消防委員長からの口頭での報告はないとのことでございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

#### ◎ 討 論

#### ○堤正之議長

これより討論に入ります。

討論は、第3号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について行います。

なお、討論についての議員の発言時間は10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

#### ○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。私は第3号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算についての反対討論を行います。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度であり、第8期計画に向かう節目の大切な時期です。

秀島連合長の議案提案説明の中で、制度の持続

可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた生活を営むことを可能とする施策に努めると述べたことは重要であり、同感です。

しかし、現実はどうかと見れば、年金の支給額は増えないのに、これまで制度見直しのたびに介護保険料の引上げ、介護サービスの対象の縮小やサービス利用料の負担増がのしかかり、実質的に高齢者の暮らしは大変厳しくなっています。

一般質問でも述べたように、住み慣れた地域で暮らしたいと思っても、地域によってサービス提供体制が未整備であったり、少子高齢化による多重介護の切実な悩みに応える上での居宅サービスや居住系サービスが不足している現状、施設を利用したくとも経済的負担がネックになってためらう方の声など、課題が山積しています。

そうした中で、国が、消費税増税分を充てるとして低所得者減免の対象を拡充し、そのことが今年度の予算にも反映されているものの、2000年の制度スタート時に比べると、ほぼ2倍になっている保険料や、当初3%軽減となっていた利用料も今では所得に応じて負担割合が増える仕組みになっています。

私は、委員会審査の中で介護保険料の減免状況をたどりました。平成30年度は10件で24万8,000円だったのが、令和元年度は12月末現在で13件、30万円余りということで、若干増えてはいるものの、そのうち7件は8月の豪雨災害によるものです。しかも、被害の大きかったとされる小城市では申請もゼロという状態で、果たして必要な方たちに情報が届いているのか、または基準が厳し過ぎるのではないかと指摘しました。

これまで他市の介護保険行政の視察をしてきた中でも、保険料や利用料について独自の負担軽減をしている自治体はありましたし、特に保険料の減免については、数十件の適用をしているところもあり、佐賀中部広域連合は人口規模から見ても極めて適用件数も金額も少ないと言わざるを得ません。この減免適用を拡充することはできるのではないのでしょうか。

財源はあります。例えば今回、第2号議案にお

いて、財政調整基金が年々膨らみ8,700万円まで来たので、適正規模を6,000万円程度と見て、介護保険分として500万円多く取り崩すとしています。

一方で、第3号議案に関わる介護給付費基金については、決算剰余金の2分の1ずつ積み立ててきた結果、17億6,800万円に上っています。これについての取扱いをただすと、第8期の介護保険料算定において、負担増を抑えるために活用する考えだと示されました。

それ自体を否定するものではありませんが、それにしても、17億円にも上る基金の一方で、減免額はわずか30万円です。介護給付費基金のほんの一部を活用するだけでも、もっと保険料や利用料の負担軽減策を拡充することは可能ではないでしょうか。こうした点が、今なお不十分であるということを指摘し、反対討論いたします。

#### ○堤正之議長

以上で討論は終結いたします。

#### ◎ 採 決

#### ○堤正之議長

これより第3号議案を採決いたします。

なお、本案に対する審査報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成多数と認めます。よって、第3号議案は可決されました。

次に、第2号及び第4号から第9号議案を一括して採決いたします。

なお、本案に対する審査報告はいずれも可決であります。

お諮りいたします。本案は可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第2号及び第4号から第9号議案は可決されました。

#### ◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

#### ○堤正之議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

#### ◎ 会議録署名議員指名

#### ○堤正之議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において森田議員及び山下議員を指名いたします。

#### ◎ 閉 会

#### ○堤正之議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 梅 崎 昭 洋

議 会 事 務 局 副 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 書 記 宮 崎 直 樹

議 会 事 務 局 書 記 松 枝 哲 二 郎

議 会 事 務 局 書 記 米 丸 誉 之

議 会 事 務 局 書 記 山 下 祐 樹

議 会 事 務 局 書 記 倉 本 勝 公

議 会 事 務 局 書 記 田 中 泰 司

議 会 事 務 局 書 記 池 田 修 一

議 会 事 務 局 書 記 中 島 貴 浩

議 会 事 務 局 書 記 吉 武 正 雄

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 堤 正 之

佐賀中部広域連合議会議員 森 田 浩 文

佐賀中部広域連合議会議員 山 下 明 子

会 議 録 作 成 者  
佐賀中部広域連合議会事務局長 梅 崎 昭 洋

(資料) 一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会

令和2年2月定例会

質問日	質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
10日 (月)	1	諸 泉 定 次	一問一答	1 消防行政について 昨年8月豪雨の災害対応について (1) 管内各署の出動状況・応援体制 (2) 各構成市町・消防団との連携で機材の活用と不足は (3) ドローンの活用状況は 2 介護行政について (1) 認知症対応について (2) 低所得者の施設入所の課題
	2	中 山 重 俊	一問一答	1 介護保険制度について (1) 介護保険利用までの流れについて (2) 介護保険で利用できる主な介護サービスについて (3) サービス利用の場合の費用について 2 新型肺炎について (1) 中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎が世界的に広がっているが、中部広域連合としての対策は 3 佐賀広域消防局・佐賀消防署の庁舎等の進捗状況について 4 ドローンの活用について (1) 昨年8月・9月の大雨・内水氾濫、土石流災害についての活用について
	3	山 下 明 子	一問一答	1 第7期介護保険事業計画の最終年度、第8期計画に向かう課題と対応策について (1) 施設は充足しているのか (2) 在宅で十分安心して過ごせるのか (3) 必要なサービスを受けられているのか (4) ニーズに対応したサービス提供ができる受け皿や体制、人材は 2 介護者の支援について (1) 「介護離職者ゼロ」の取り組み (2) 多重介護者の支援

質問日	質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
	4	白 石 昌 利	一問一答	<p>1 消防予防行政における防火安全対策について</p> <p>(1) 不特定多数の者が出入りする建物で、人命に多大な被害を出すおそれがある重大な消防法令違反がある対象物の公表（情報公開）状況を伺う</p> <p>(2) 火災予防業務を取り巻く環境が、高度化・専門化が進んでいることを踏まえた消防署員の人材育成状況を伺う</p> <p>(3) 聴覚障がい者に迅速な避難を促すため、光の点滅で緊急事態を知らせる「光警報装置の設置に係るガイドライン」を総務省消防庁が策定されているが、管内での取り組み状況を伺う</p> <p>(4) 2006年の設置義務化から10年が経過した住宅用火災警報器の維持管理に関する管内広報（周知）活動の状況を伺う</p>